

# 会議録

平成26年9月10日（水） 場 所 3階 第1研修室

## 会 議 名:第4回平成25年度木古内町決算審査特別委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、福嶋委員、吉田委員、竹田委員、笠井委員  
新井田委員、東出委員

欠席委員：なし

オブザーバー：岩館議長

会議時間 午前9時30分～午後3時17分  
事務局 山 本、吉 田

---

**開会 平野委員長** それでは、保健福祉課の皆さん、おはようございます。

委員の皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから昨日9月9日に引き続き、第4回平成25年度木古内町決算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、8名でございます。

よって、委員会条例第14条の規定による、委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は別紙配付のとおりでございます。

### 1.委員長あいさつ

**平野委員長** まずをもちましては、再度保健福祉課の皆さん、ご苦勞様でございます。

保健福祉課の保健福祉総務費ほかについて審査を行います。まずは担当課長より説明員の紹介があれば説明と、25年度の決算の中で特質した内容や事業概要についてございましたら説明願います。

また、細部の説明につきましては、毎年申し上げておりますし、管理職のかたには回覧で回ったかと思いますが、決算の中で不用額として大きなものや前年度と違いのあるものを主として行ってください。

スピーディーな審査を行うために、経常的経費については、説明の中で省略していただいて結構でございます。

なお、資料が提出している場合は、決算書並びに実績報告書と重複しないよう、説明資料を有効的に活用して説明していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### (1) 保健福祉課

**平野委員長** 名須賀課長。

**名須賀保健福祉課長** 保健福祉課の職員の紹介をさせていただきます。

最初、私の隣が尾坂主幹になります。その隣が、ことし入りしました中村主任です。その後ろが、ことし入りしました手塚保健師になります。その隣が、加藤保健師になります。次、高村主査になります。高村主査の後ろが、阿部主査になります。阿部主査の隣が、竹田主

査になります。

本日は、よろしくお願いいたします。

今回、順番として、保健福祉総務費・保健衛生費・予防費・保健活動費・保健推進全般と、総合検診・予防活動からはじまりまして、次に介護福祉グループの民生費・老人福祉費・介護保健事業特別会計。続きまして、介護福祉グループの在宅介護支援費・介護サービス特別会計の在宅介護支援費・介護サービス費として説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**平野委員長** 尾坂主幹。

**尾坂主幹** それでは、保健福祉課保健推進グループ所管の決算について、説明させていただきます。

決算書と実績報告書がそれぞれあると思いますが、説明は主として実績報告書のほうで説明しますので、よろしくお願いいたします。

保健推進グループの予算は、ほとんどが毎年同じような固定的な経常経費ですので、節の内容については、例年通りのものは省略しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算実績報告書32ページをお開きください。決算書は34ページになります。

3款 民生費、1項 社会福祉費、5目 保健福祉総務費です。保健福祉総務費は、予算額1億6,707万9,000円に対し、決算額1億6,495万6,430円で、執行率は98.7%となっております。8節の報償費、9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費については、例年通りなので省略させていただきます。13節の委託料ですが、コミュニケーション事業、移動支援事業、デイサービス委託料については、執行がゼロなのですが、利用申請がなかったためゼロとなっております。

続きまして、実績報告書は33ページになります。

19節 負担金補助及び交付金ですが、予算執行がなかったのは、はあと地域共同作業所利用負担以外の負担金は、例年通りとなっております。この予算の執行がなかったはあとなのですけれども、はあと地域共同作業所については、木古内から1名のかたが利用しています。この事業所については、地域活動支援センターのほかに障害者の就労の機会の提供や、生産活動の提供を行っていきまして、障害者のかたが使うサービスで就労継続支援というのがあります。今回は、このかたは施設の方で、このかたの利用を地域活動支援センターではなくて、就労継続支援で利用という形になりましたので、今回この執行はありませんでした。ただ、この施設は人数の定員とともありますので、次年度はこの就労継続支援が使えない場合は、また再度地域活動支援センターの利用ということで負担金の発生が生じるということになります。続きまして、20節 扶助費です。24年度より全体で約1,200万円ほど支出増になっています。これは、障害者の介護に携わる介護職員の方々、一般の介護の職員のかたもですけれども、処遇改善というのが行われていますので、そういう改善の点数というのですか。そういうのが上がったのでこういう増ということになって、そういうものが要因と思われま。また、不用額が約140万円あるのですけれども、3月の第1回定例会で追加した補正が、支出を見込んだ額より請求が少なかったというか、見込みがちよっと多すぎたということで不用額が発生しております。

続きまして、実績報告書34ページ。

9目 障害程度区分認定審査会費になります。予算額54万3,000円、決算額51万767円で、

執行率94.1%となっています。1節 報酬費、9節 旅費については、前年度より回数が2回多かったことと、審査会委員の研修などで報酬で12万8,000円、旅費で6万2,000円ほど支出が増えています。11節 需用費、12節 役務費については、例年通りとなっています。

続いて、10目 福祉施設管理費で、34ページと35ページになります。

福祉施設管理費については、予算額865万7,000円、決算額816万4,484円、執行率94.3%です。福祉施設管理費については、旧老健施設で1階の高齢者交流センター、地域活動支援センター、そして2階と3階の杉の木の施設管理費で、例年通りの執行となっております。11節の需用費についてですけれども、37万円ほどの不用額があります。これは、燃料費の値上がり等で、杉の木の消費量を推計して3月で補正したのですけれども、補正後の消費量が少ないというか、これもちょっと見込んだ額よりも支出が少なかったということで、不用額が37万円ほど発生しております。

続きまして、35ページをお開き願います。

18節 備品購入費なのですけれども、当初の予算ですけれども、耐用年数が満了する消化器だけの交換でしたけれども、残った執行残でウィンドウズ7という中古のパソコンを購入しております。この中古のパソコンを購入したというのは、いま私が使っております障害者福祉システムという障害者のかたどういサービスを使っているとか、あとは何年このサービスを続けるとかそういういろんな入力をしているソフトがあるのですけれども、それがXPだったので、XPでは要はメーカーのほうで保証をしないということで、さらにソフトが新しくなったものですから、その更新した時に対応できるソフトがXPではなくてウィンドウズ7以上だったので、それで予算残を使ってパソコンを購入させていただいています。

次に、実績報告書36ページ、決算書は38ページです。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費です。1目 保健衛生総務費の予算額4億2,057万4,000円、決算額4億2,052万2,782円で、執行率は100%となっております。

保健衛生総務費についても例年通りの執行となっておりますが、先ほど紹介しました手塚保健師。このかたが採用予定となったことによりまして、21節の貸付金を補正しております。これも、貸付の本人から希望がありましたので、3月定例会で追加補正し、合格発表後、貸付しております。また、23節の償還金利子及び割引料なのですけれども、これは保健指導用公用車を購入したのですけれども、この償還金はこの25年度で完了しております。次年度は、この償還金は発生しません。

次に、2目 予防費です。36ページから37ページになります。決算書は38・39ページです。

2目 予防費の予算額は、1,197万8,000円、決算額は1,127万2,983円で、執行率は94.1%です。9節 旅費は、例年通りとなっております。11節 需用費ですけれども、乳幼児等の予防接種関係が任意から定期接種になったことによりまして、町が単独で実施してました予防接種の薬の購入代金、それがなくなったので需用費全体で前年度より45万円ほど支出が減っております。12節 役務費については、例年通りです。

37ページをお開きください。

13節 委託料ですけれども、各検診の執行については例年通りなのですけれども、委託料の全体として不用額が52万円ほどあります。この不用額52万円のうち、予防接種関係が、だいたい33万6,000円ということになっております。予防接種関係委託料の中なのですけれ

ども、平成25年度から新規事業で大人の風しん予防ワクチンの助成費も含まれております。昨年9月の定例会で追加補正しています。申請件数を見込んだ件数よりもかなり少なかったため、3月でこの分は減額しております。因みに実績としまして、8人のかたが接種しております。女性のかたが6人、男性2人となっています。子宮頸がんワクチンもこの予防接種にあるのですけれども、報道等でご存じのとおり副作用の関係で厚生労働省が積極的勧奨を止めております。その関係から、平成24年度は17人接種していますが、25年度は8人とやはり少なくなっております。続きまして、16節 原材料費ですが、これは例年通りとなっております。

続いて38ページ、4目 保健活動費です。4目 保健活動費は、予算額44万8,000円、決算額30万8,790円で、執行率は68.9%です。保健活動費の執行につきましては、平成24年・25年度の予算額は同額ですし、執行も24年度は30万3,762円とほぼ同額ということで、例年通りということでお願いします。

次に、飛ぶのですけれども、実績報告57ページをお開き願います。

57ページの13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利子及び割引料になります。償還金利子及び割引料で、保健推進の関係は、節の下段にあります平成24年度障害者医療費道費負担金 8万2,905円の返還金と、平成24年度障害者自立支援給付費道費負担金 15万5,835円の返還が保健推進所管になります。この返還ですけれども、平成24年度に交付された負担金が交付の決定額を超過して交付されたということで、平成25年度でその交付金を返還しております。

以上で、歳出の説明を終了いたします。

**平野委員長** 歳入も引き続き、説明願います。

尾坂主幹。

**尾坂主幹** それでは、引き続き歳入について説明いたします。

実績報告書12ページ、決算書12ページです。

11款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金 76万7,865円については、松前から木古内まで4町で共同設置している障害程度区分認定審査会の負担金となっております。

続いて、実績報告書13ページ、決算書14ページです。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金 8,124万4,529円のうち、障害者自立支援医療費 668万4,500円と、介護給付・訓練等給付費負担金 7,327万500円が保健推進の所管の補助金となっております。

続いて、実績報告同じく13ページ、決算書は14・15ページになっています。

2項 国庫補助金、1目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 111万9,000円のうち、障害者自立支援補助金 105万9,000円が、保健推進の補助金になります。

次に、14ページになります。

2目 衛生費補助金、1節 保健衛生補助金、疾病予防対策事業費補助金 35万1,000円についても昨年同様の補助金となっております。

続いて、実績報告15ページ、決算書16ページです。

14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金ですけれども、障害者自立支援医療費 339万5,750円と、介護給付・訓練等給付費 3,493万円、こ

の2件分が障害者関係の負担金になります。

次に、実績報告15ページ、決算書は17ページになります。

2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金で、障害者自立支援補助金53万円については、昨年同様となっております。

次に、実績報告16ページ、決算書17ページですが、3目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金 13万7,240円についても、昨年同様の補助金になります。

次に、実績報告20ページ、決算書は23ページになります。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、3節 雑入になります。下段の保健福祉課となっている、785万5,647円の雑入が保健福祉課の所管になります。保健福祉課の雑入も例年通りの雑入なのですが、下段のほうに記載されている母子保健療育医療というのがあると思うのですが、1万6,560円です。本来、これは国庫負担金で受けるものなのですが、これは私の事務の手続きから雑入で受けることになりました。本来、この母子保健医療費は、国庫の先ほど説明した補助金で受けるのですが、この母子保健医療費は、未熟児が生まれた時の医療費を補助するものなのです。医療費に要した医療費に対して、国・道から要項に定められた額が交付されるのですが、25年度は未熟児の出生がないということで、私は3月で全額減額をしてしまったのです。ただ、減額したあとに国の補助金の関係なのですが、この母子保健療育医療に関しては一旦、国に申請を上げた段階で、交付の決定がされてしまっていることをちょっと失念して忘れて落ちてしまいました。それで、国のほうからは、要するに出生が有る・無し、医療費が有った・無しに係わらず交付されるものですから、受ける科目がないもので今回この雑入で受けるということになってしまいましたので、次年度はこういうことがないように気を付けますので、どうもすみません。

歳入に関しては、これで説明を終わります。

**平野委員長** 質疑に入る前に、先ほど尾坂主査と申しましたが、尾坂主幹の間違いでしたので訂正いたします。申し訳ありませんでした。

説明が終わりましたので、各委員より質疑を受け付けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、私のほうから1点だけなのですが、実績報告書からいくと37ページなのですが、総体的に各種検診なのですが、資料のほうにも44の3から4のほうへ載せていると思いますけれども、毎年と比べて、どの程度受診率が増えているのか減っているのかというデータはないのですが、せっかく良い検診をやっている中で、受診されているかたが少ないのかなというような印象、これは例年話に出るのですが。一つの例をちょっと意見を聞いた話を申し述べますと、例えば女性特有の癌検診を委託されて、このような金額がかかって実施されているということですが、女性にとってはおそらくこういう田舎特有の個別の病院に行くよりは、函館のほうから知らない医師が来て、車の中でプライバシーが守られるという観点から、非常に受けたかたは「良い検診だね」という声も聞かれました。

ただ、これがおそらく年に1回なのでしょうか。例えばそういう日程のスケジュールが合わないとか、平日なのでおそらく申し込んでも行けないだろうという声がいづれか聞かれました。この女性特有の検診に関しては、例えば平日ではなく土日にできないのか、あ

るいは年1回ではなく2回できないのか。予算とかの関係もございますが、その部分含めてほかの検診についても今後受診率を増やすためのどのような考えをもっているのかという見解があればお聞かせ願いたいのですけれども、毎年聞くことなのですから。

尾坂主幹。

**尾坂主幹** つい先週の土曜日ですか。この女性特有の検診、子宮癌検診を対がん協会が札幌のほうから来まして、バスの中で検診を行っております。その時は106名のかたが検診に受診しております。いま委員長が言われました平日はできないのかとかいろいろあるのですけれども、函館市のほうと医師会と契約しまして、あとは国立病院ですか。健康管理センターの保健師のほうに受診を申し込むと、自分の好きな日に病院を指定して、それは受診できます。ですから、検診車が来たのでそれしか受診できないかということ、申し込みがあればうちのほうでは検診は受け付けております。

あと、受診率の向上ですけれども、これに関してもいろいろ受診勧奨とかいろいろ広報とか流していますけれども、あまりそんなに毎年毎年ボンと検診率が上がるかということでもないのですけれども、それに関しては地道にいろいろ広報等で宣伝して行くしかないのかなということは思っております。

**平野委員長** いま現在も広報等で周知をしている中で、実際増えてないということで。当然予算にも係わることでですから、増えたほうがいいのか減ったほうがいいのか、そういう議論はちょっと論外な話なのですけれども。私はやはりせつかくの受診ですから、数多くのかたに受けていただきたいという観点からは、周知の方法をいろいろ検討の予知があるのではないのかなというふうに感じておりますので、その辺パーセンテージが少しでも増えて、健康な町民が増えるような取り組みをお願いしたいなと思います。

また、女性の部分については、いまの答弁では受け付けをいただくと好きな日に、函館の病院まで走るということになりますよね。そうではなくて、町内で車の中で簡単に町内で受けられるという検診がすごい町民にとっては楽といいますか利便性があるので、その回数を増やしたりということは可能なのでしょうかという質問なのですから。

加藤保健師。

**加藤保健師** いまのご質問ですと、対がん協会のバスの検診車の日数が、いま年に子宮癌検診が1日、乳がん検診が1日ということで、利便性を考えると少ないのではないかと、受けやすい体制はどうなのだろうかということだと思っております。

いま、対がん協会に希望をすれば、検診のほうは増やすことは可能かと思うのですけれども、ただし受診の傾向を見ていると、対がん協会を受診されるのは、50代・60代・70代とちょっと年配のかたが多くなっています。毎年受けられるかた、乳がんですと2年に1回受けられるかたが、結構定着して受けられているかたが多い傾向にあります。ですので、いま1日平日ではなく、受けやすいように土曜日、または日曜日ということで希望をとっているような状況です。

申し込みのほうが定員例えば100人のところ、150人・200人も来てキャンセルをしなければならないような状況ではいまありません。逆に若い世代のかた、30代前後・40代のかたについては、逆にもともと函館市内の医療機関にかかっている、お子さんを出産された病院に行って検診を受けられるというかたもいますので、若いかたはそういう函館市内の婦人科に行かれるかたが多いような傾向です。

ただし、受けていただきたい若いかたの受診率、無料クーポン券を発行してもなかなか受けていただけていない現状もクーポンの使用率です。上がっていませんので、逆にそういうかた達に受診の呼びかけを今後、もっとこちらのほうから積極的にしていく必要性はあるのかなというふうに感じています。以上です。

**平野委員長** いま加藤保健師が言われたように、その積極性をどのような形で町民に伝えられるかという部分だと思っております。いま現在も結局申し込んでも、その日1日限定されればだめだとか、プライバシーの問題で町内の先生には、勘違いしている部分もあるのです。そういうのをもう少し周知することによって、そういう便利な検診が町内でもやっているのだなということを1人でも多くのかたに伝えられるような取り組みをしていただきたいということで、今後の業務に活かしてほしいという要望です。

そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、引き続き説明願います。

阿部主査。

**阿部主査** 介護福祉グループの阿部です。よろしく申し上げます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

決算書33ページ、実績報告書31ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費です。予算額1億7,799万4,000円、決算額1億7,281万5,838円、執行率97.1%となっております。決算額と主な内容をご説明いたします。4節 共済費 4万8,091円の執行額です。これにつきましては、新規事業で昨年補正で承認していただいたものですけれども、屋根の雪下ろし除雪事務、あとその非常勤職員の社会保険料1人分となっております。7節 賃金 33万600円の執行額で、これについても屋根の雪下ろしの除雪事務の賃金1人分ということです。次に、8節 報償費 3万円の執行額で、これにつきましては百歳の記念品が1名分となっております。11節 需用費、5万6,114円の執行額です。食糧費については、はつらつ演芸会の出演者のお茶代となっております。12節の役務費については、例年のとおりでございます。13節 委託料 予算額1,737万8,000円に対し、執行額1,695万6,713円、予算残額42万1,287円となっております。この不用額につきましては、除雪サービス事業の件数が見込みより少なかったということによるものでございます。その除雪サービス事業の実績といたしましては183万円。続きまして下のほうで訪問・外出支援サービス事業これは例年どおりでありますけれども、711万5,913円、その下が生きがい活動支援通所事業 365万5,400円となっております。その下ですけれども、緊急通報システムの保守管理ということで、これは21万円の委託料です。これも例年どおりでありますけれども、設置台数は50台を設置してございます。医療機関等送迎のバス運行、これについては414万5,400円となっております。この利用者数につきましては、資料の56ページに付けておりますので、ご参照をいただければと思います。19節 負担金補助及び交付金です。予算額5,958万5,000円に対しまして、執行額5,803万6,460円、予算残額154万8,540円となっております。この不用額につきましては、介護認定審査会共同設置負担金の精算による執行額減と、高齢者等屋根の雪下ろし助成事業の件数が見込みより少なかったことによるものでございます。その他、負担金の内訳につきましては例年どおりとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

あと、先ほどの新規事業の高齢者屋根の雪下ろし事業ですけれども、利用者は39名が利用されております。実績額といたしましては、46万2,600円となっております。20節 扶助費、執行額 178万7,497円、これにつきましては養護老人ホーム入所者に対する措置費となっております。28節 繰出金、介護保険事業特別会計繰出金、予算額9,829万8,000円に対しまして、執行額9,555万9,244円、予算執行残が273万8,756円となっております。この不用額につきましては、介護保険会計のほうでまたご説明させていただきたいと思っております。

歳入に入ってよろしいでしょうか。

**平野委員長** 引き続き、説明願います。

阿部主査。

**阿部主査** それでは、歳入を説明させていただきます。

決算書12ページ、実績報告書は11ページをお開き願います。

11款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金です。1節 社会福祉費負担金、決算額74万8,800円、養護老人ホーム措置費負担金となっております。これは、1名分の負担金です。

次に、決算書14ページ、実績報告書13ページをお開き願います。

12款 使用料及び手数料、2項 手数料、2目 民生手数料です。1節の福祉手数料、決算額78万1,500円でございます。これにつきましては、除雪サービス手数料が61万5,000円、これは123名分、生きがいデイサービス手数料が16万6,500円、これは333人分の手数料が入ってきてございます。

次に、決算書17ページ、実績報告書15ページをお開き願います。

14款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金です。2節 老人福祉費補助金 27万1,520円、これにつきましては老人クラブ運営補助金となっております。

続いて、在宅介護のほうも説明してよろしいでしょうか。

**平野委員長** 引き続き、説明願います。

竹田主査。

**竹田主査** 介護福祉グループ担当の竹田です。

決算書34ページ、実績報告書31ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、4目 在宅介護支援費、予算額112万2,000円、決算額104万4,381円、執行率93.1%です。在宅介護支援費につきましては、旅費等以外は保健推進との施設管理費の按分となっております。旅費につきましては、苦情相談研修ということで国保連の研修を受けております。

歳入に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**平野委員長** 引き続きどうぞ。

竹田主査。

**竹田主査** 歳入につきましては、決算書23ページ、実績報告書20です。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入、これは在宅サービスセンター管理収入 22万7,238円となっております。

以上でございます。

**平野委員長** 説明が終わりまして質疑に入る前にですけれども、今年度の特に新規事業で



高齢者等屋根の雪下ろし事業の関係なのですけれども、これについては木古内町として新たな取り込み・施策ということで、様々な議論があった中スタートした事業だったと思います。これについてのいま口頭で36名の利用者という説明がありましたが、添付資料等は何もなかったのですか。

阿部主査。

**阿部主査** 添付資料は付けておりませんので、先ほど人数は言ったのですけれども、具体のまとめた表もございますので、後ほど提出させていただきたいと思います。

**平野委員長** 後ほどと言いますといつ用意できますか。

阿部主査。

**阿部主査** いま終わって昼からでもいいですし、いまありますので。

**平野委員長** いまありますか。休憩をとりますので、大事な事業はやはり資料を付けていただいて、新しい事業等は特にその資料を基に質疑等あるかと思いますので、いますぐ用意していただきたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時10分

**再開** 午前10時17分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩前に要望しました屋根の雪下ろしの資料が整いましたので、老人福祉並びに在宅介護についての説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

せっかく資料が整いましたので、阿部主査より資料の説明を求めます。

阿部主査。

**阿部主査** 資料、突然の配付で申し訳ありませんでした。

屋根の雪下ろしの実績内訳ということで、1月から3月までの合計を記載してございます。項目としましては、そこの左側に書いてありますけれども、屋根の雪下ろしの人力ですとか機械を使ったですとか、下のほうにいきましたは家屋周辺の除雪をやったですとか搬出をしたというあたりをそれぞれ記載してございます。

まず、右端から2列目の1件の平均額というのをちょっと見ていただきたいと思いますが、1件あたりの個人負担平均額は1万950円ですとか一番上にありますけれども、トータルとしましては一番下の1万1,862円というものが平均額となっております。

あと、1件あたりの最高助成額としましては右端に記載がありますけれども、上から三つ目の屋根の雪下ろしと除雪（機械）というものが2万8,400円というものが最高の助成金額となっております。

以上でございます。

**平野委員長** 各委員より質疑をお受けいたします。

竹田委員。

**竹田委員** 例えば1月・2月・3月に書いているのは、事業費の額ということで捉えていいのか、補助額を記載しているのかというまず確認。もし事業費だとすればそのうち、例えば上から4段目であれば補助額なのか事業費なのかというのがちょっとわからないのですよね。

ちょっとその辺説明してください。

**平野委員長** 阿部主査。

**阿部主査** これについては助成した金額ということで、補助した金額となっております。

**平野委員長** その他、質疑ございませんか。

竹田委員。

**竹田委員** 先ほど老人福祉の中で議論したはつらつ演芸会、これを原課とすればどのような評価をしているか、まずそれを1点。今後、高齢化率が増えてくるというそういう社会情勢の中で、この部分をどう高齢者のお楽しみの場をどうしていくかという考え等もしあればお聞かせください。

**平野委員長** 主査でも課長でもよろしいですよ。

阿部主査。

**阿部主査** ただいま言われたようにはつらつ演芸会については、継続して行っている事業ですけれども、やはり高齢者が独居老人ですとか実際に増えている状況の中、1人でも多くのかたをこういう会に参集できるような方法というのは、原課としては考えてやっていろんな手法で楽しめるものを考案してきましたはずですが、やはりそれでも力の足りない部分はもちろんあるかと思しますので、その辺はいろいろな発案ですとかまたただければよろしいかなと思いますし、さらにいま若い職員も保健福祉課のほうに入ってきておりますので、若い考えも取り入れながら演芸会についてはまた実施して行きたいと思っております。

いま、高齢者の生き甲斐と言いますか少しでも外に出るということで、運動会ですとかいま質問ではございませんけれども、運動会も少し手法を変えただけで高齢者が楽しんでもらえるといったあたりもありますので、やはり工夫が必要だと私のほうでは考えてございます。以上です。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** いまはこのはつらつ演芸会、原課の努力。例えば首長の考え等もあって、あまり予算をかけないで実施していると。これは良いことなのかなと思もするのですが、やはり高齢者の生き甲斐が持てるような場作りをするというからには、多少やはり予算をかけてもいいだろうという考えもありますので、ぜひ新年度の予算編成に向けては大胆なそういう企画をしていただきたいということをお願いしておきます。

**平野委員長** 竹田委員からは、次年度予算に反映されるようなということの要望でもございましたので。

その他質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ質疑を終了して、次に進みたいと思います。

続いては、介護保険事業特別会計でしょうか。

阿部主査。

**阿部主査** それでは、介護保険事業特別会計、歳出のほうから説明をさせていただきます。決算書10ページ、実績報告書4ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費です。予算額2,792万円に対しまして、決算額2,697万2,895円、執行率96.6%となっております。これにつきましては、職員2名分

の person 費と臨時職員2名分の賃金・旅費・需用費・役務費、委託料についてはシステム改修委託というものがございました。使用料及び賃借料、備品購入費となっております。続きまして、2項 徴収費、1目 賦課徴収費です。予算額11万2,000円に対しまして、決算額3万114円、執行率26.9%となっております。これにつきましては、需用費と役務費ということですが。

次に決算書11ページをお開き願います。資料につきましては、54ページと55ページとなっております。

3項 介護認定審査会費、1目 介護認定審査会費です。予算額496万7,000円に対しまして、決算額422万7,373円、執行率85.1%となっております。認定審査会費用に係る費用で、審査会を48回開催してございます。

次に、実績報告書5ページをお開き願います。

2目 認定調査費です。予算額446万7,000円に対しまして、決算額374万4,214円、執行率83.8%となっております。主な執行内容についてはこれも例年と同じであります。主治医意見書作成手数料と介護認定調査委託料、ケアマネジメント支援システム借り上げ料となっております。

次に、決算書12ページをお開き願います。

4項 運営協議会費、1目 運営協議会費です。予算額4万3,000円に対しまして、決算額1万8,640円、執行率43.3%となっております。運営協議会は2回開催してございます。次に、2款 保険給付費、1項 保険給付費、1目 介護サービス等給付費です。予算額5億6,489万円に対しまして、決算額5億5,238万1,520円、執行率97.8%となっております。これにつきましては、第5期介護保険事業計画については平成24年から26年の3か年ですけれども、それを基に当初予算を計上してございます。資料につきましては、47ページと48ページをご参照願います。次に、2項 高額介護サービス費、1目 高額介護サービス費です。予算額1,768万7,000円に対しまして、決算額1,689万2,297円、執行率95.5%となっております。その次に、3項その他諸費、1目 審査支払手数料です。これについても例年どおりの執行となっております。次に、3款 地域支援事業費ですけれども、資料ページですが57ページから59ページまで、地域支援事業について添付しております。1項 地域支援事業費、1目 介護予防事業費です。予算額750万4,000円に対しまして、決算額706万1,675円、執行率94.1%となっております。これにつきましては、職員1名分の person 費等で介護予防に係る経費となっております。

次に、実績報告書6ページをお開き願います。資料は、同じく57ページと60ページでございます。

2目 包括的支援事業費・任意事業費です。予算額1,626万6,000円に対しまして、決算額1,585万8,347円、執行率97.5%となっております。これにつきましても、職員1名分と臨時職員1名分の person 費等で、例年どおりの支出となっております。

次に、決算書15ページをお開き願います。

5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 第1号被保険者保険料還付金です。これについては、決算額2万8,000円となっております。次に、2目 償還金、23節 償還金利子及び割引料、決算額739万7,658円となっております。これにつきましては、平成24年度分の精算による返還金となっております。

以上で、歳出の合計としまして6億3,508万6,084円となっております。

**平野委員長** 歳入に入ってください。

阿部主査。

**阿部主査** では、歳入を引き続き説明させていただきます。

決算書5ページ、実績報告書1ページをお開き願います。資料につきましては、49ページをご参照願います。

1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料、調定額9,217万2,500円に対しまして、決算額8,809万8,400円、執行率98.4%、収入率95.6%でございます。1節 現年分保険料が8,765万6,500円で、2節 滞納繰越分保険料が44万1,900円となっております。2款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 認定審査会負担金です。調定額1,629万7,586円、決算額1,626万7,586円、執行率92.3%でございます。収入率は100%となっております。四町の認定審査会共同設置負担金となっております。次に、3款 使用料及び手数料、これについて督促手数料が1万1,700円となっております。4款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 介護給付費負担金です。調定額9,886万8,991円に対しまして、決算額9,886万8,991円、執行率は99%、収入率は100%でございます。これについては、現年度分の決算額となっております。

続きまして、決算書6ページをお開き願います。

2項 国庫補助金、1目 調整交付金です。調定額5,419万2,000円に対しまして、決算額5,419万2,000円、執行率96.8%で、収入率は100%でございます。これにつきましても、現年度分の決算額となっております。次に、2目 地域支援事業交付金、介護予防事業分です。調定額145万2,250円、決算額145万2,250円、執行率は100%、収入率100%でございます。これにつきましても、現年度分の決算額となっております。3目 地域支援事業交付金、包括的支援事業と任意事業でございます。調定額458万8,715円、決算額458万8,715円、執行率は100%、収入率100%でございます。現年度分のこれは決算額となっております。次に、4目 介護保険事業費補助金、調定額37万2,000円に対しまして、決算額37万2,000円、執行率100%、収入率100%となっております。次に、5款 支払基金交付金、1項 支払基金交付金、1目 介護給付費交付金です。調定額1億6,430万2,000円に対しまして、決算額1億6,430万2,000円、執行率97.2%、収入率100%でございます。これにつきましても、現年度分の決算額のみとなっております。

次に、決算書7ページと実績報告書2ページをお開き願います。

2目 地域支援事業交付金です。調定額120万9,000円に対しまして、決算額120万9,000円、執行率71.8%、収入率100%でございます。これにつきましても、現年度分の決算額のみとなっております。6款 道支出金、1項 道負担金、1目 介護給付費負担金です。調定額8,767万9,389円、決算額8,767万9,389円、執行率96.8%、収入率100%でございます。1節 現年度分が介護給付費負担金で、8,674万6,838円で、2節 過年度分介護給付費負担金精算分が93万2,551円となっております。2項 道補助金、1目 地域支援事業交付金、これは介護予防事業分です。これにつきましても調定額72万6,125円、決算額72万6,125円となっております。次に、2目 地域支援事業交付金、包括的支援事業と任意事業です。これにつきましても調定額229万4,357円、決算額も同額となっております。次に、7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 介護給付費繰入金です。調定額7,121万6,029円に対しまして、決算額も同額とな

っております。これについても、現年度分の決算額のみとなっております。

次に、決算書8ページをお開き願います。

2目 地域支援事業交付金、介護予防事業分です。調定額72万6,125円、決算額も同額となっております。これについても、現年度分の決算額となっております。3目 地域支援事業交付金、包括的支援事業と任意事業です。調定額229万4,357円に対しまして、決算額も同額となっております。これについても、現年度分の決算額ということです。次に、4目 その他一般会計繰入金です。調定額2,132万2,723円に対しまして、決算額も同額でございます。これについては、事務費繰入金となっております。2項 介護サービス事業勘定繰入金、1目 介護サービス事業勘定繰入金、調定額333万550円、決算額も同額でございます。これにつきましては、介護サービス事業からの繰入金となっております。

実績報告書3ページをお開き願います。

8款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金です。調定額1,810万6,546円に対しまして、決算額も同額となっております。これについては、前年度繰越金ということでございます。

次に、決算書9ページをお開き願います。

9款 諸収入の決算額は、雑入のみです。雇用保険繰替金と介護給付費過誤返還金で、決算額は4万1,081円となっております。

歳入全体の決算額は、6億3,712万9,934円となっております。歳入合計のいまの金額から歳出合計6億3,508万6,084円で、差し引きが204万3,850円となりますが、その金額が次年度繰越ということになってございます。

**平野委員長** 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉田委員。

**吉田委員** 吉田です。

ちょっと細かいことを1点お聞きをします。介護の運営協議会の開催の件なのですけれども、執行率43.3%ということになっているのです。どこかの運営協議会か何かで辞退をされた部分もあってという感じもあったのですけれども、この部分43%と言ったら仮に欠席としたら半数出ていないということになるのですよね。この中で会議を開催されたのか、辞退されている人もいるのかというこの部分きちんと説明をしていただきたいと思います。

まずそれからですね。

**平野委員長** 阿部主査。

**阿部主査** 介護保険の運営協議会費で、報酬としまして実績が1万7,000円と費用弁償が1,640円ということで、そのご質問かと思います。

運営協議会自体は、過半数だとか過半数以下だとかでは開催しておりませんので、たまたま例えば3名・4名ですとか、去年は体調が悪くて休まれたかたもいらっしやっただと聞いておりますので、特に2回の開催で出席人数はかなり少なかったということではございません。

**平野委員長** ちょっと答弁になっていないと思うのですけれども、過半数以下でやることがないということは。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 福嶋委員。

**福嶋委員** 阿部主査は、変わったばかりで去年いなかったからわからないかもしれないけ

れども、2回の開催で開催回数も同じだと、年に2回やるのだと。そして、メンバーが例えば15人くらいいるでしょう。そうすると、中に辞退する人が何人いたのか。やはり43%、4割半分いかないとなったらいまの何人か休んだとかちょっと答弁になりませんね。だから、その辺何人で2回やったと、出席率はどうなのだと。それからもう一つは、辞退する人は何人いるのだという話をきちんとしなければだめですね。

**平野委員長** 阿部主査。

**阿部主査** そもそもの介護保険の運営協議会の開催回数ですけれども、2回しか開催しておりませんが、予算要求としては3回分見ておりました。それで、実際は2回の開催ということでございますので、その辺が委員が13名分が単純に少ないのと、あと欠席者分が減ったということで、執行率は半分程度になってしまったと。

**平野委員長** 福嶋委員。

**福嶋委員** ちょっとピンとこないのですよね。3回要求して何で2回しかやらないのですか。そうでしょう。100%やらないでしょう。3分の1怠っているわけだ。しかもこの間の補正の中で、予備費を全部なくなった。「大丈夫かと、来年度3月までに3年に1回の料金の改定も含めて、いまギリギリで予備費がなくなって心配だ」とそういう質問が出たでしょう。そうしたら、ギリギリになって「最後に足りなければ借りる用意をしなければならないのだ」とそういう大事な時になぜ委員会をやらないのですか、おかしいでしょう。予算要求を3回したら3回やって、出席率悪いのなら仕方ないけれども、そういう事業の怠慢だ。そういう理由になれば、やることをやらないで執行率43%、何をやっているのだと言われても仕方ないですよこれ。

それからもう一つ、このちょっと上に役務費で主治医の意見書手数料作成186万9,000円、医者診断書だから何通ということも書いていない。1通5,000円かかるのか1万円かかるのか、何通で180万円なのか、これも書いていない。説明がちょっと足りないです。その辺もしわかる範囲内で。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 吉田委員。

**吉田委員** それはちょっとあとに、2番目の。

だから、先の運営会費の本当にすごく大事なのですよこれ。いま議会からたぶん行っていないのですよ、中身的に運営委員入っていないのですよね。前は入っていたのですけれどもいまは入っていないので、13人くらいいるのかな。メンバーはちょっとわからないですけども。その少人数の中で大事な介護のことを決めていくのに、そんな状態ではたしていいのかということなのです。これをやはりきちんと持ってもらいたい、正直な話。介護の部分というのは本会議でもありましたけれども、本当に大事な部分が出てくるのですよ。この少人数でやっている、何で。休んでいるのだったら、運営委員のメンバーの見直しもかけないときっとだめですこれ、正直な話。その辺をきちんと原課でもってもらないと、ちょっと困るのですよね。あとはそれ以上追求しませんけれども。

**平野委員長** 吉田委員並びに福嶋委員の質問について、阿部主査よろしいですか。

阿部主査。

**阿部主査** 運営協議会を3回開催できなかったことについては、お詫び申し上げたいと思います。ただ、去年の状況ですけれども、運営協議会の議事だとかも私もちょうと見させて

もらいましたが、去年はまだここまで財政がギリギリのところまで来るという見込みがまだきつと立てられてなかったようです。2回、通常の介護保険料を策定する年でもなかったので、2回の開催で特質すべき事項がなかったということで、たぶん2回で終了してしまったようでございますが、今年度につきましては新年度の保険料の設定ですとか、いま言われたように保険料がもういくら上げなければならないですとか、繰越金がないような状況ですので、その辺は委員さん含めて、議会の皆様にも協議して行きたいと思っております。開催回数については、お詫び申し上げます。

**平野委員長** 名須賀課長。

**名須賀保健福祉課長** 役務費の主治医意見書の件数ですが、441件になっております。

**平野委員長** 竹田主査。

**竹田主査** 在宅にいらっしゃるかたの主治医意見書料と、病院に入院のかたと施設入所のかたと違ってございまして、在宅につきましては1件5,000円、施設の新規につきましては3,000円というふうに、それに消費税プラスとなっております。

**平野委員長** よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** その他質疑ございますか。

竹田委員。

**竹田委員** 今年度の介護の事業は、まだ余裕のある決算で終わっているようです。ただ、介護保険料の未収と言いますか滞納対策についてのちょっと質問をしたいなというふうに思っています。現在、300万円くらいの若干の収納の関係があるから動きはあるのかなと思いますけれども、300万円くらいの滞納額なのかなというふうに思っています。

それと、次のページに不納額の処分一覧が付いていますよね。順次、22年度分の保険料を不納欠損している。これは、原課とすれば年次、随時このサイクルで処分をしていくという考えだろうというふうに思います。その辺まず、1点確認をしたいと思えます。

**平野委員長** 名須賀課長。

**名須賀保健福祉課長** 資料の50ページに載っております滞納台帳の件ということで、滞納者にはうちのほうで電話催告・自宅訪問等で徴収に力を入れております。ですが、なかなか収納に達しておらない状況ですが、この資料を作ったあとに47番・56番のかたが全納しております。あと、61番のかたが一部納付しておる状況で、これからもまた電話催告・自宅訪問等で滞納金額を減らして行きたいと思っております。

あと、次にサイクルのことで22年度、次期23年度ということで、不納欠損処分の金額もなるべく減らすように努力して行きたいと思っております。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 私が聞いているのは、当然担当とすれば滞繰の分のいろんな事情が個々の事情があると思うのだけれども、努力しているというのはわかります。やはり、できるだけ時効に持って行かない、時効の中断というかつないで回収をするという。それは仕事ですから当然、やらなければならないことなのだけれども。ただ、時系列で不納欠損をするのかどうなのかという部分のまず確認。わからないのであれば。例えば、介護保険は3年間で時効の処分扱いができるのだけれども、これを例えば50ページと51ページを見れば、51ページの資料を見れば、22年度の部分に係わる部分を不納欠損しているわけです。ですから、

来年になったら23年度を不納欠損するのかというそういう時系列で進めるのかという部分をまず答えて。

**平野委員長** 名須賀課長。

**名須賀保健福祉課長** いま竹田委員さんのおっしゃるとおり、来年度は23年度を不納欠損にしたいと思っております。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** それで、いま介護保険の部分だけの審査をしていますから、当然滞繰に係わる部分は。前段、税含めてもう少しきょうは町長がいないけれども、町長とも議論したかったのは、トータル的に町全体の滞繰としての議論をしたかったという思いで、個々にはきのうのどとかの部分では特に突っ込んだ議論はしなかったのだけれども、この辺どうでしょう。いまさら既に、例えば税等は決算審査終わっているのですけれども、その辺も含めた議論というのは如何なものか。もしそれができないとすれば、いまの介護これから建設水道で出てくる部分で議論をしたいなというふうに。

**平野委員長** いま竹田委員の質問と言いますか提案というわけではないのですけれども、いまの保険の関係でもまた滞繰の欠損についての質疑がございました。このあと水道課の中でも案件が多数ありますので、その中で各担当課に説明を求めるのはもちろんですが、一通りの課を終わったあとに全体をとおしての滞繰の考えについて、おそらく町長も出席されるでしょうから出席された中で、首長に問いただすということはもちろん可能ですので、この課についてなければここはここで終わりたいと思っておりますけれども。

副町長。

**大野副町長** ただいま竹田委員から介護保険料について、消滅時効は3年というお話でしたが2年です。これは、議事録で残るとまずいので2年でございます。

また、原課は原課で法律に基づいた処分、あるいは滞繰処分です。強制執行なりそういうものはやっているわけです。そこそこで聞いていただくのが私は大事なことであって、総括で聞いていただいております。十分原課において原課の対応を確認していただくというのが必要かなというふうに思っております。きのうの中でも総括的に聞きたいというふうなお話がありましたので、資料は用意しております。その運びになれば資料提出をして説明をしたいというふうには思っておりますけれども、実際に現場で滞繰処分等を行っているわけですから、そこについては現場での議論をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 副町長が言われるとおりでございます。いま若干反省していますけれども、原課の議論をしないで自分の思いからすれば、横断的に総括でやったほうがというそういう思いの中で、そういう特に個々に議論をしなかったとかぶつけなかったのですけれども、そういう部分については大変申し訳なく思っています。今後気を付けますので。

**平野委員長** 総括どうこうという話の以前に、いま副町長が言われたように各担当課がその課のルールに基づいて2年だったり3年だったり、それに基づいてやっているわけです。竹田委員がおそらくおっしゃりたいのは、ただ単に整理機構に委託するだけなのか。それとも、パーセンテージが上がっているのであれば、如何に担当課として不納欠損額を少なくするための努力を各担当課がしているかということが一番の焦点だと思いますので、い



まの名須賀課長の答弁としても「頑張っています」という言葉に留まっているのですけれども、その頑張っているという中身がもう少し具体的に各担当課で答弁をいただきたいというのが竹田委員の見解だと思います。このあとの課もありますので、その中でもその議論は出るとお思いますので。

福島委員。

**福島委員** ちょっと細かいことだけれども歳出の賦課徴収費、この予算額11万2,000円だけれども、支出額3万円、執行率26.9%。これは徴収費にお金をかけないのはいいのだけれども、ただ予定の4分の1を実施していないと。金額は小さいけれども、いま徴収の問題で出てあったので、需用費 印刷製本費は2万7,000円、役務費 口座振替手数料2,814円。この中身が、何かちょっと執行率が26%なら何をやってたのだと、当初の見込みとどうして違ったのだと。金額が小さくても執行率を見たら、何で・・・聴取不能・・・しなかったのだとこういうことになりますね。だから、その辺説明の時にも何も言わなかった。ただ、先ほどの43%の件もありましたし、それよりもっと悪い26.9%というのがその辺ちょっと担当者は前年にいなかったかもしれないけれども、わかる範囲内でお願ひします。

**平野委員長** 阿部主査。

**阿部主査** 例えば需用費ですけれども、そこについては保険料の納付書の印刷代として、実際は予算要求させていただいております。実際、納付書の印刷がそこまでいらなかったということで実績が少し減っているといったあたりで、ここが予算額が9万円に對しまして2万7,300円ですから、もう全然納付書がそれだけ少なくて済んだということなのですから、予算要求の段階でそういうものが精査できればはじめから5万円くらいの要求ですとか、若干減らしたもので要求して行かなければならないものではないかなと思っておりますので、その辺は予算の際に再度精査した上でやって行きたいと思ひます。

**平野委員長** すみません確認ですけれども、こちらの需用費の印刷製本費については、滞納分への某に必要な印刷等に係わっている部分ではないということですね。

阿部主査。

**阿部主査** 滞納分というよりも65歳到達の時に、保険料を現金で年金天引きの前には現金で納めていただいたりするのですけれども、その納付書の発行の分として印刷しておるのですけれども、その分が見込みより少なくて済んだということで減ったものでござひます。滞納に係わるものではないということす。

**平野委員長** わかりました。

その他ござひますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、続きまして介護サービス事業特別会計に進みたいと思ひます。

冒頭にも申し述べましたが、項目全てを読み上げる必要もござひませんので、その辺お諮らいの上説明願ひます。

竹田主査。

**竹田主査** 介護サービス事業特別会計の歳出からご説明いたします。

決算書につきましては5ページ、実績報告書については2ページです。

主なところで金額の大きいところでいきますと、委託料が55万7,000円となっておりますが、これは介護予防サービス計画委託料と申しまして、他の居宅介護支援事業所に介護予

防の介護サービス作成を委託しておる分です。件数につきましては、年間で125件という部分です。1箇所には15件、1箇所には6件の委託をしております。あと、19節の負担金補助及び交付金 4万6,000円ですが、これは介護支援専門員5人の5年目の更新の研修の負担金となります。28節 操出金につきましては、介護保険特別会計への操出金 333万550円となっております。

歳出につきましては、399万4,300円となっております。以上です。

**平野委員長** 歳入に入ってください。

竹田主査。

**竹田主査** 歳入につきましては、決算書4ページ、実績報告書1ページをお開き願います。

1款 サービス収入、1項 介護給付費収入、1目 居宅介護サービス計画収入、1節 居宅介護サービス計画費収入、110件で142万2,350円です。2項 介護予防給付費収入、1目 介護予防サービス計画費収入、1節 介護予防サービス計画費収入、617件で257万2,040円となっております。以上、収入の合計につきましては、399万4,300円です。

以上です。

**平野委員長** 説明が終わりましたが、質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 以上をもちまして、保健福祉課全日程終了いたします。

大変お疲れ様でした。

11時15分まで、暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前11時 6分**

**再開 午前11時16分**

## (2) 建設水道課

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

建設水道課の皆さん、ご苦勞様でございます。これより決算審査に入りたいと思います。

建設水道課につきましては、土木費、総務費のほかについて審査を行います。担当課長より説明員の説明があれば説明していただきたいのと、平成25年度決算の中で特質した内容や事業概要について説明を求めます。

また、細部の説明につきましては、決算の中で不用額として大きなものや前年度と違いのあるものを主として行っていただきたいという旨を事前に伝えておりますので、スピーディな審査を行うために計上の経費については、説明を省略できる部分については省略した説明をお願いいたします。

また、資料を提出されている場合は、決算書並びに実績報告書と説明がかぶらないように説明資料のほうを有効活用して説明をしていただきたいと思います。

それでは、若山課長。

**若山建設水道課長** はじまる前に大変申し訳ございませんけれども、1点資料の追加をお願いしたいと思います。

**平野委員長** 資料の追加についてございましたが、皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 資料の追加をお願いします。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前11時17分**

**再開 午前11時17分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

若山課長。

**若山建設水道課長** 改めまして、建設水道課若山です。これから建設水道課所管事業につきまして、平成25年度決算の説明をさせていただきます。

最初に本日の説明員を紹介します。建設水道課主幹、建築担当の小池です。建設グループ主査、財産担当の村上です。同じく建設グループ主査、土木担当の構口です。上下水道グループ主査、業務担当の小田島です。同じく上下水道グループ主査、上水技術担当の木本です。同じく上水道グループ主査、下水技術担当の岩本です。建設グループ主任、小西です。

それでは、建設グループのほうから説明させていただきます。最初に建設グループ財産施設の分について、概要を説明させていただきます。

財産施設につきましては、庁舎及び各施設の営繕や公用自動車の維持・保守等が主な業務であります。主な工事として、昨年度につきましては旧教員住宅・ふるさとの森トイレ解体工事を行っております。

それでは、担当より説明させます。よろしく願いいたします。

**平野委員長** 村上主査。

**村上主査** 財産担当の村上です。よろしく願いします。

それでは、まず私から施設及び財産担当のまず歳出のほうからお願いしたいと思います。

決算書の27ページ、実績報告書の24ページ、2款 総務費、1項 総務管理費、3目 施設管理費、予算額7,481万2,000円、決算額7,066万4,192円、執行率は94.5%です。4節 共済費、社会保険料 111万2,701円、雇用保険料 12万8,000円、これは施設臨時職員4名分の共済費となっています。次に、7節 賃金です。施設臨時職員賃金 766万8,805円、これは先ほどの4名分です。それから、南北歩道橋清掃賃金 96万2,920円、これは1名分の通年の人件費です。次に、庁舎清掃賃金 117万960円、これは通年で2名分の賃金です。

次に、実績報告書の25ページをお願いします。

11節 需用費、庁舎及び各施設の消耗品、それから光熱水費、修繕費等、合計で2,078万8,179円となっております。それから公用車の維持関係は、993万6,794円です。この中に公用車車検17台分あります。次に、畜犬とハチの関係ですけれども、20万925円です。続いて、12節 役務費です。し尿汲取手数料 5万9,850円、これは町内の各会館の手数料です。庁舎等火災保険料 378万1,042円。これは、一般会計で管理されている89件とこの年度中に4件解約しているのですけれども、その合わせた分の建物についての火災の保険料です。保険の内容は、災害により損害を受けた部分の再調達価格の100%ということで、工事等がかかった費用全額だいたい保証されることになっております。次に、浄化槽検査手数料 5万2,000円、これは町内の鶴岡農村センター・鶴岡公園・フォーレスト公園・みらい館の浄化

槽の検査手数料です。次に、各施設電話料 13万7,658円。これは町内6施設の電話料金です。次に、地下タンク検査料7万8,750円。これは、産業会館の地下の重油のタンクの検査料です。次に、水道開閉栓手数料 1万1,900円。これは、鶴岡農村公園・佐女川農村公園等町の施設の水道の開閉栓の手数料です。700円の17回分です。次に、公用車共済保険料 99万6,170円。これは、一般会計で管理されている32台分の公用車の保険料で、これは相手側へ事故等があった時相手側に対する補償のための保険です。次に、公用車自賠責保険料 38万2,380円。先ほど申し上げましたが車検17台ありましたので、その時に支払っている自賠責の保険料です。次に、公用車搭乗者傷害保険料 22万7,580円、これは一般会計で管理されている32台の公用車の搭乗者保険料です。搭乗者保険料については、先ほどの共済保険料とは違って主に自分の障害等があった場合の補償になっております。次に、建築確認申請手数料 3万5,000円、これはみそぎ公園のトイレの建築確認申請の手数料です。それから、危険物取扱保安講習手数料 9,400円、2名分です。

**平野委員長** すみません。村上主査、説明の途中ですけれども冒頭に申し上げましたとおり、昨年と違う部分について主要の部分の説明で、省けるところは省けませんか。

村上主査。

**村上主査** わかりました。

次に、13節 委託料です。各施設に係わる維持管理・保守点検委託料が720万5,342円です。庁舎管理警備委託料が305万2,130円です。次に、各施設管理委託料が114万円です。狂犬病予防注射票交付委託料が3万5,805円です。町有バス運行委託料が226万8,000円です。次に、14節 使用料及び賃借料です。土地借上料が91万1,511円、6件分です。それから、テレビ受信料 16万2,032円、整備用機器借上料 2万2,680円です。次に、15節 工事請負費、旧教員住宅・ふるさとの森トイレ解体工事 275万1,000円です。次に、16節 原材料費、各施設修理材料費 4万7,844円です。次に、19節 負担金補助及び交付金、下水道受益者負担金 486万7,834円です。次に、27節 公課費、重量税 45万9,000円です。

次に、決算書の57ページ、それから実績報告書の57ページをお願いします。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利息及び割引料。

決算書58ページになりますけれども、平成24年度土地使用料返金 1万2,478円、これは駅の裏の土地のパーク&トレインの用地としてJRに貸したのですけれども、この部分の土地の使用料の返金です。これは、補助金で購入した土地であるということから、使用料をもらうのはふさわしくないのではないかということで返金した次第です。

次に、歳入にそのままいってよろしいでしょうか。

**平野委員長** はい、お入りください。

村上主査。

**村上主査** 歳入に入ります。

決算書の12ページ、実績報告書12ページをお願いします。

12款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 総務費使用料、予算額33万6,000円、調定額・決算額11万8,509円、執行率が35.3%、収入率100.0%です。執行率が低くなっておりますけれども、これは2節の南北歩道橋使用料が当初予算では月額2万3,000円の12か月分で27万6,000円だったのですけれども、南北歩道橋の工事に伴い中に入っていました木古内産産が7月末で退去したため、4か月分の収入しかなかったことによるです。1節 会館使用料

各福祉施設使用料 2万6,509円です。

決算書13ページをお願いします。

2節 南北歩道橋使用料 フリースペース使用料 9万2,000円、先ほど申し上げましたとおり、木古内物産よりフリースペースの使用料として収入している4か月分です。

次に、決算書14ページと実績報告書の13ページをお願いします。

12款 使用料及び手数料、2項 手数料、3目 衛生手数料、2節 畜犬手数料、畜犬登録手数料 4万5,000円、15頭分です。狂犬病予防注射済票交付手数料 9万4,050円、171件分です。

次に、決算書の19ページと実績報告書の17ページをお願いします。

15款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節 土地建物貸付収入、町有地・建物貸付収入は486万5,434円の収入で、49件分です。

次に、決算書19ページから20ページにかけてなっているのですけれども、15款 財産収入、2項 財産売払収入、1目 不動産売払収入、1節 土地売払収入については、執行はありません。

次に、実績報告書18ページをお願いします。

3節 物品売払収入は、執行はありません。

次に、決算書の23ページと実績報告書の19ページをお願いします。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入の建設水道課分のうち、雇用保険繰替金 6万8,473円、自動販売機設置電気料 36万923円、資源ごみ代金 6,906円、公衆電話料 1,470円、森林組合事務所維持管理負担金 1万7,587円、会館電気料 1,500円、建物災害共済返戻金 3,067円が財産担当の管轄です。

実績報告書20ページをお願いします。

5節 公共施設損害補償保険金、町民プール罹災保険金 2億394万681円。これは、雪害により倒壊した町民プールの保険金の支払いを受けたものによるものです。

歳入は以上です。私のほうから以上です。

**平野委員長** 説明が終わりましたので、委員より質疑をお受けいたします。

福嶋委員。

**福嶋委員** 24年度の年の貸付の還付金を、補助を受けたから土地だからとのおかしいのだということ返したと。意味がちょっとわかりませんね。補助金で受けた土地はあるのですか。それを補助金がいづ何年度に受けた土地なのか、駅の裏だという話ですね。補助金で土地の提供を受けるのか。JRから譲り受けたと、町に来たというふうなそれを貸したと。これはわかるけれども、補助金で土地を受けるのですか。ちょっと内容の説明が足りませんね。

**平野委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** ただいまのご質問でございますけれども、24年度に新幹線駅駐車場用地として取得した土地についてJRさんとの協議の中で、駅周辺整備事業が進んでいる中で、もともと駅の南側にあったパーク&トレインの用地が確保できないというような中で、町のほうで取得した土地の工事がまだ先の話なものですから、その間についてJRさんにその土地を使用貸借という形をとったのですけれども当初、ほかの工事関係の例えば賃貸借と同じように有償で一旦は契約をしたのですけれども、パーク&トレイン自体も無償で

貸付していますし、いまの町のほうの工事の影響もあるということの中で、お客様のことを考えた中で、まして補助事業で取得した公共用地を将来は工事をやるのですけれども、それまでの間に目的外使用というような形に結果的になってしまったものですから、これについては土地代をもらうのはそぐわないということで、その分の返礼をしたところです。

**平野委員長** その他質疑ございますか。

竹田委員。

**竹田委員** 実績の25ページ、ふるさとの森整備の委託料390万円計上していますけれども、これのふるさとの森の維持管理で委託していると思うのだけれども、ふるさとの森のどの部分を例えば草刈だとか、たぶんこの中に芝桜も含まれていると思うのですけれども。非常に25年の管理なのか、26年ことしの春に行ってみただけけれども非常に芝桜の管理が悪い、芝桜の。それで、これの390万円委託している部分のふるさとの森のこの部分は、例えば下刈というか草刈を年2回お願いしているだとか、この芝桜についてはどういう契約をしているのか。その中身をわかればそういう資料がほしいのですよね。やはり、金額からすれば約400万円委託しているわけですから、それがああいふ状態であればはたしてどうなのだろうと。だから、その辺の例えば芝桜についての例えば事業は委託しているけれども、その検証というか確認というかそれをどういう形でやっているかという部分。できればこれの資料をほしいのですよね。どういうことをやっているのかさっぱりわかりません。

それからもう一つは、下から5番目。各施設管理の委託料110何万、これの内訳の資料を求めます。

**平野委員長** 竹田委員からふるさとの森の整備の委託料、見積書なのか契約書なのか。並びに各施設の管理委託料の内訳の資料ということですが、資料はすぐに用意できますか。

村上主査。

**村上主査** 少し時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前11時36分**

**再開 午前11時36分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

いまの資料の部分以外の質疑ございますか

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** それでは、資料を提出していただいた後にまた質疑があるかと思ひますので、財産施設に関してはまた資料提出していただいたあとに、また質疑をお受けしたいと思ひますので、保留にいたしまして次に進んでいただきたいと思ひます。

若山課長。

**若山建設水道課長** 続きまして、建設グループの土木担当につきまして、概要を説明させていただきます。

資料番号2 決算審査特別委員会説明資料の先ほどお配りした7の1ページ・8ページと、不用額一覧の11ページを合わせてご参照ください。

主な事業としましては、駅周辺整備事業の中で、南北線改修工事に着手しております。

また、双葉線改良舗装工事を24年度繰越事業として整備を行っております。また、三つの橋梁の高欄の取り替えの工事を行っております。

それでは、担当より説明させます。

**平野委員長** 構口主査。

**構口主査** 建設グループで土木担当している構口です。よろしく申し上げます。

まず私のほうから、いま建設課長のほうからも説明があったのですが、平成25年度事業概要について少し説明したいと思います。

まず、主要な施策として資料番号2、7の1ページで、町道南北線改修事業として北側階段の増築、南側昇降棟の増築、平成24年度繰越事業としてこの部分の実施設計をまず行っております。

次に、資料番号2の8ページになりますが、町道双葉線改良舗装工事を平成24年度の繰越事業として、延長85.07m、幅員7.0mの整備を行っております。

それでは、歳出のほうから説明したいと思います。よろしいでしょうか。

**平野委員長** どうぞ。

構口主査。

**構口主査** 決算実績報告書43から44ページ、決算書45ページから47ページになります。

8款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費については、予算額129万5,000円、決算額120万3,096円、執行率92.9%で、ほぼ例年並みとなっております。続いて、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費について、予算額1億490万3,000円、決算額1億414万162円、執行率99.3%となっております。11節 需用費で、町道及び排水路維持補修費の内容は、例年行っている舗装補修・排水路補修等の維持修繕となっております。道路照明灯電気料等は、道路照明・ロードヒーティングの電気代及び小破修理となっており、消耗品は事務用品・スノーポール等となっております。13節 委託料、14節 使用料及び賃借料について、説明いたします。13節 委託料は、町道管理委託料として夏場の草刈と冬場の除雪となっております。舗装点検査業務委託料は、舗装のひび割れ等の状況調査でまちなかを中心とした町道の11路線、11.7km調査したものです。14節 使用料及び賃借料については、除雪経費が主となっておりますが、前年とほぼ同額で不用額として資料番号2の11ページにも記載しておりますが、42万3,335円となっております。続きまして、15節 工事請負費についてです。先ほど課長のほうからも説明がありましたが、三つの橋梁の高欄を取り替えた橋梁高欄補修工事となっております。続きまして、同じく2項 道路橋梁費、2目 道路新設改良費です。予算額2億3,394万1,000円、決算額5,807万3,807円、執行率24.8%となっておりますが、4節 共済費、7節 賃金、9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費、14節 使用料及び賃借料はほぼ前年並みで、18節 備品購入費にて工事工程管理ソフトを購入しております。13節 委託料は、先に概要説明しておりますが、町道南北線改修事業関係でJR工事施工委託料として、北側階段増築南側昇降棟の増築を1,093万6,375円、町施工として工事監理業務委託料 108万3,600円、及び平成24年度繰越で改修工事实施設計業務委託料2,776万2,000円を行ったもので、不用額として資料番号2の11ページに記載しておりますが、3,607万2,025円は実施設計でJRとの協議の結果、設計が減になったことによるものとなっております。15節 工事請負費です。町道双葉線改良舗装工事 1,429万500円は、前年度の繰越事業で行ったもので、不用額として資料番号2の11ページに記載しております70万

9,500円は、事業費の精査及び入札減によるものです。

次に、実績報告書56ページから57ページ、決算書57ページです。

11款 災害復旧費、1項 土木施設災害復旧費、1目 河川災害復旧費、予算額309万7,000円、決算額293万1,050円、執行率94.6%となっております。需用費のほうで276万1,650円を支出しておりますが、これは佐女川・建有川・瓜谷川の春先の修繕費によるものです。

以上、歳出となります。歳入に入ってよろしいでしょうか。

**平野委員長** 引き続き、説明願います。

構口主査。

**構口主査** 続きまして、歳入になります。

実績報告書12ページ、決算書13ページです。

12款 使用料及び手数料、1項 使用料、3目 土木費使用料についてです。1節 道路使用料は、主に北電・NTT柱の占用料、2節 堤塘使用料は、普通河川に係る使用料の13件分となっております。

次に、実績報告書13ページ、決算書13ページです。

12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料、1節 総務手数料のうち、下から2行目、都市計画図等交付手数料48件、図面等交付手数料 2万8,200円です。

続きまして、実績報告書14ページ、決算書15ページです。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金です。3節 道路改良費交付金は、社会資本整備総合交付金の活力創出基盤整備総合交付金で、前年度の繰越事業となっております。

次に、実績報告書17ページです。決算書19ページです。

14款 道支出金、3項 道委託金、5目 土木費委託金、1節 河川費委託金で、樋門樋管操作の委託金、22箇所分となっております。

実績報告書19ページ、決算書22ページです。

19款 諸収入、4項 受託事業収入、2目 土木費受託事業収入、1節 道路事業受託収入は、北海道新幹線建設に伴う町道南北線改修事業受託収入によるもので、鉄道・運輸機構からの当年度分と前年度の繰越分となっております。

続きまして、同じく19ページ、決算書23ページです。

5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入、建設水道課の欄の下から1行目、コピー料金が公示用設計図書のコピー代となっております。

以上、土木担当になります。よろしく願います。

**平野委員長** 土木関連の歳出・歳入の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

竹田委員。

**竹田委員** 実績の43ページ、道路照明灯電気料。この中には駅の下のロードヒーティング、これも含まれているのかな。だから、ロードヒーティングでかかる電気代がいくらと、もしわかるのであれば電気照明ではいくらという区分。それと、あそこ去年の冬だったかいま旧病院の玄関、裏玄関のところありますよね。裏玄関の位置、いまのトイレの山側と言うのかな、あれロードヒーティングが切れている部分あるのだけれども。それで、去年の雪が降っている時に途中までロードヒーティングで溶けて、病院の裏玄関の通路だけがロードヒーティングが入っていないから雪の山になっている。これをどう改善するのか改



善したのかという部分。

それと、予算あるいは補正の時点ではかなりいろんな細かいデータを含めた資料が出ていますけれども、44ページの委託料と使用料。これで除雪の係わる部分で、例えば補正の段階では先月までは何日の稼働で今後、見込み的にはいくらという資料が出ているのだけれども、両方合わせれば約8,000万円という金額になる部分ですし、やはりこれは何らかの稼働日数含めた資料というのかデータというのを付けているのであればそういうものをやはり提示してもらって今後、雪の多い年、少ない年だとかいろいろメリハリはあるにしても、去年は雪が多かったからこれだけの稼働で8,000万円除雪費がかかったよという部分が共通の認識できるのかなというふうに思っています。いろいろいま資料を見たけれども、除雪に係わる部分の実績というかその資料がないものですから、「資料をこれから作らなければならないから大変だ」と言うのであればまた考えますけれども、何らかのデータをもし持っているのであれば資料の提示を求めます。

**平野委員長** 2点についての質問と、資料の要求についてのご答弁をお願いします。

構口主査。

**構口主査** まず、道路照明にかかる電気代の質問だと思いますが、まず内訳としてロードヒーティング代の電気料は年間約前後はありますが200万円前後かかっておりまして、それに対しての予算措置をさせていただいております。当然、気温とか雪の量などによって電気料の変動はあります。

次に、委託料に関する除雪の部分に関するいくらかかっているかという資料の提出ですが。

**平野委員長** その前にロードヒーティングに関して、現状の見解。

構口主査。

**構口主査** 失礼いたしました。ロードヒーティングの施工されていない部分の質問だと思います。確かに古い病院があった場合、古い玄関の出入口は高い状態で当時、車の出入りもあるところでロードヒーティングを設置していない位置となっております。そのあと病院の解体をした結果、あそこの入り口が高いままになっている現状は確かにございます。去年の段階でそのご指摘を受けた段階で、こまめな除雪対応をするにはしたのですが、何分やはり温度が下がりますと氷の状態とかちょっと非常に滑りやすい状態になるということはおのほまも認識しております。今後、あそこら辺の高さの低くすることに関しては、ちょっと舗装等の補修費もかかるものですから来年度、維持補修費の予算内でできるかどうかをちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

次に、委託料のかかる除雪にかかるものですが一応、私のほうで除雪の例えば一月いくらかかっているという資料のほうはまとめはしております。資料提出は可能です。

**平野委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** ロードヒーティングの切れている箇所ですけれども、ロードヒーティングはもともとインターロッキングをかけた歩道だけ設置しています。駐車場2線と交差する町道については車道部分については歩行者も歩くのですけれども、そこについてはロードヒーティングはかかっていない状況です。委員おっしゃられるとおり、旧病院の入り口については若干の坂道という部分と、あと庇と言うのですかそのものがあって、うちの除雪車がうまく除雪できなかったと。それで、また日陰部分でもありちょっと歩行

者さんには迷惑をかけていた部分があります。病院を解体して公園にしていますから、そのところはいま現在公園の入り口として利用しておりまして、元の斜路よりは自然にフラットな状態でいま入れる状況なものですから、今後もその除雪については注意しながら、歩行者にご迷惑がかからないようなことは進めて行きたいというふうに思っております。

**平野委員長** 建設水道課土木の関係について途中ではございますが、資料の提出もごきますし、昼食の都合もごきますので。

竹田委員。

**竹田委員** いまロードヒーティングの電気代が年間200万円かかるという。これも大きな町にとっては大変な負担になっているのかなという気がします。

それと、ロードヒーティングの切れている部分をどうこうと言うのは、いまあそこを公園にしたから大分フラットになって、去年よりは大分除雪の体制の中では改善されるのかなというふうに思っています。だから、そういうこまめな除雪の対応をできるようなやはり体制作りというか、だから小さい教育委員会にレンタルしているような小さいバケットあれを導入して、そういうこまめなやはり細かい部分。横断歩道を含めた部分に、そういう重機を使って除雪をするだとか、そういうことをやはりこれからは検討すべきだというふうに思いますので、新年度に向けてその辺も十分内部協議していただきたいということを申し添えておきます。

**平野委員長** それでは、土木関係途中でございますが、資料の用意と昼食のため休憩いたしますまして、13時より再開いたします。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前11時57分**

**再開 午後12時58分**

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続きまして、土木関連で説明後の質疑の途中で休憩に入りましたので、資料も出ましたので再度、土木の関連に関しまして質疑を受けます。

竹田委員。

**竹田委員** 除雪に関しては、大変良い資料をいただきました。確かに、業者の規模もあるから当然だと思えるのですけれども、①の1社を見ると1社が4,500万円くらい、1社で占めているというこういう町内の実態だと思いますからこれはこれで、別にこの部分に対してどうだこうだということはないです。今後はやはりこういう決算等の時に、こういう資料をやはり添付していただきたいとこのように思っています。

それから会館の委託料、これについては一般質問等の中でも議論させていただいていますし、これは次年度に向けては要検討されたいということでそういう要望も付けていますので、委員の皆さん見てのとおりこういう実態だということを含めて、何か要望・意見等あれば出していただきたいなというふうに思っています。

それから、ふるさと森ですけれども。

**平野委員長** 竹田委員、それは管轄が違いますので、いま土木だけです。またふるさと森に戻りますので。

特に質疑ということではなくて、答弁ありませんね。

その他質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、土木関連の審査については終わりましたので、午前で保留になっておりました財産施設のほうの資料が出ておりますので、そちらのほうに戻りたいと思います。

資料についての説明ございますか。見てのとおりですか、特にございませんか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 資料が皆さんのお手元に配られましたので、質疑をお受けいたします。

竹田委員。

**竹田委員** 390万円の内訳がこういう業務だという。ただ、ほかの部分の整備の関係はあまり目にしていないのですけれども、特にことしの春の芝桜の関係。本当にこれ25年に芝桜の手入れをしたのかと思うくらい春の状態はまだ花が付く前、ひどい状態だと思って。

「もうこれ、芝桜の管理・手入れはしていないのだな」と思ったくらいの状態でした。その辺、原課としてチェックというか5回例えば草刈したらどうかと1回ずつ確認はできないにしても、何らかの出来高というか出面ではない何と言うのだろう。仕事をやったやらないという確認の部分というのをこれは森林組合任せでやっているのか、原課として建設水道課としてこの辺のチェック機能を含めた部分がどうなっているのだろうというのがこれからも続く業務だと思うものですから、別に適正にやっているならやっているでそれで構わないのですが、本当にその辺のチェック機能含めた部分の体制はどうなっているかという部分について。

**平野委員長** 村上主査。

**村上主査** 竹田委員のご質問ですけれども、業務期間終了後に森林組合さんのほうから報告書という形で、写真入りの作業状況等を記したものをいただいておりますので、そちらで確認はしております。

**平野委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** ことしの芝桜の春先から良くなかったというご質問ですが、私どももちょっとことしは咲いている状況があまり芳しくないという中で、現地のほうもちょっと確認させていただいたところでは、組合さん側のほうも天候の不順とか。あるいは、一番大きな要因は今回に限っては、草刈はそれなりに行ってはいるにも係わらず、スギナがちょっとことしは異常に発生して、その除草を行ってはいるもののなかなか相手も強くて、たちごっこと言いますかその繰り返しがちょっと多かったということで、あと専門家の意見を聞いたところは、芝桜自体の多少の老朽化も一部には起因している面もあるそうなのですけれども今後、その辺も含めて除草体制がいまのままでいいのか、もう少し強化しなければならぬのかを含めて、検討して行きたいというふうに思っています。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 私が心配するのは、いまの面積以上にあそこの願応寺さんの土地を買って、この芝桜の面積を増やすという計画ですよね。そういう部分を含めて、例えばいまの現在の芝桜が、もう根の活着が悪くて更新しなければならない取り替えなければならないとすれば、芝桜をやはり木古内のあれとして一つの観光の一旦として位置付けるのであれば、もっとやはりそういう植栽を含めた部分をもっと考えなければならない。根本的に、ただ草

を取れば活着が花の開花が良くなるという我々、昔はそういうふう聞いていたのだけでも、本当に根本的なものはどこにあるのかという部分含めて。それと、あそこはやはり現場を見てもわかるように、傾斜がきついのです。雨で流れるという要素もたぶんにあるのです。たぶんそういう要素もあると思うから、本当に芝桜をこれから木古内町の薬師山の芝桜としてやはり定着させるのであれば、そういう部分含めたあれをやはりきちんとやってもらいたい。

それと、やはり何回も言うようだけれども、写真を撮って確認をしている。よく道路の工事何かで草刈何かをやれば「何月何日、草刈」ということで、看板を入れて写真を撮っているそういうものがきちんと森林組合から出されているということですから、それはやったとかやらないとか疑いの余地はないと思うのですけれども、やはりただそれだけでなく、適正に周辺・野球場を含めて巡回をして施工の状況。場合によっては、「もっとこうしなさい」という指示するくらいの体制を作っていただきたい。やはり、金額にすれば400万円の事業ですからその辺も含めて十分、特に芝桜についてはそういうことも含めて、十分検討というか専門の業者に確認して整備をしていただきたいということを付け加えておきます。

**平野委員長** 竹田委員と関連いたしますけれども、やはり木古内町のパンフレットを見ても道南のパンフレットを見ても、木古内町の観光名所という部分芝桜と載っている現状がありますよね。そのほかに、観光の資源が少ないという苦しい条件もありますけれども、その芝桜を大々的に謳っている中で、「管理を委託してますよ、その業者さんからは報告をしますよ」と。「だからきちんとやっていますよ」と言うだけでやはり足りないと思うのですよね。やはりこれは担当する管理する原課はもちろんですけれども、町がやはり一丸となって「この芝桜はもっと活性化しなければならないのだ、綺麗にしなければならないのだ」という意識が正直薄れているのかなということを実感しますので、これは担当課も含めて今後そのような町民から「管理が悪いね」という言われることのないように、観光客に来ていただいた時に「綺麗だね」と喜んでもらえるように取り組んでほしいなということを付け加えておきます。

その他、質疑ございますか

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、財産施設については以上で審査を終わりたいと思います。

続きまして、若山課長。

**若山建設水道課長** 続きまして、建設グループ建築について概要を説明いたします。

住宅費につきましては、公営住宅の修繕、共用電気料等が主な支出となっております。住宅管理費で、佐女川地区の町民住宅1棟の解体工事を実施しております。公営住宅建設費では、佐女川団地の屋根張替・下水道接続工事を行い、さらに朝日団地2号棟の建築に着手しております。また、道営住宅建設予定地の用地測量を補助2分の1をいただいて行っております。歳入の住宅使用料につきましては、現年分の収入率97.9%、滞納分収入率4.5%です。

それでは、担当より説明させます。

**平野委員長** 小池主幹。

**小池主幹** 主幹をやらせてもらっております、小池です。私のほうから、住宅費の件につ

いて説明させていただきます。

住宅管理費の歳出から説明します。

決算実績報告書46ページ、決算書48ページに記載しております。

予算額1,012万8,000円に対して、決算額996万7,585円、執行率98.4%です。旅費については、例年どおりです。需用費についてです。公営住宅・町民住宅の修繕費として、521万2,983円使いました。それと、大平団地・前浜団地等の光熱費について216万700円、それと消耗品8万6,361円を使用しております。12節 役務費については、例年どおりの支出です。13節 委託料についても、例年どおりの公営住宅の管理等の委託料でございます。15節 工事請負費については、町民住宅の解体ということで佐女川地区の町民住宅を1棟解体しております。

2目 住宅建設費です。決算実績報告書46ページ、決算書48ページです。主要な施設の説明資料9ページになります。予算額1億9,636万1,000円、決算額8,586万6,000円、執行率43.7%です。旅費等については、例年どおりというか執行しておりませんでした。委託料については、朝日団地の実施設計、それから道営住宅の建設予定地の用地測量、それと朝日団地2号棟の工事管理ということで支出しました。そのうち工事管理については、前払いだけの支出になっております。15節 工事請負費、これについては公営住宅ストック改善事業としまして、佐女川団地屋根の張替と佐女川団地の水洗化工事を行っております。それと、公営住宅整備事業としまして、朝日団地2号棟の建設を行いました。2号棟の建設工事請負費については、前払い金の支出だけです。支出についてですけれども、6,310万円の前払いです。そして、工事請負費については繰越が1億578万1,000円を繰越しております。

以上が歳出でございます。

次に、歳入に移ります。

歳入については、決算書13ページ、実績報告書12ページになります。公営住宅等の家賃の収入状況については、説明資料75ページから80ページに記載しております。それと79ページ・80ページは、滞納者の一覧でございます。

12款 使用料及び手数料、1項 使用料、3目 土木費使用料、3節 住宅使用料は現年度分、4節 住宅使用料は滞納分、5節が駐車場使用料になっております。住宅使用料現年分については、調定額4,771万8,000円に対して、収入済額4,673万5,140円で、収入率97.9%です。それから、住宅使用料の滞納分については、調定額1,312万3,361円に対して、収入済額59万6,634円で、収入率が4.5%です。5節の駐車場使用料については、前浜団地・大平団地・いさりび団地・朝日団地の駐車場の65台分について使用料をいただいております。調定額113万425円に対して、収入済額105万4,869円、収入率93.3%です。

次が、補助金関係なのですけれども、決算書15ページ、実績報告書14ページです。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金、2節 住宅費交付金になります。全て、社会資本整備交付金になります。これのうち、公営住宅等の整備事業として3,250万9,000円、佐女川団地のストック改善事業の補助金として599万6,000円、道営住宅の用地の測量費として170万1,000円、家賃低廉化事業の交付金として61万6,000円、合計4,111万8,000円の交付金を受けております。

次が、決算書19ページ、実績報告書17ページになります。

14款 道支出金、3項 道委託金、5目 土木費委託金、3節 住宅費委託金として、建築

確認事務の委託金として13万7,613円、建設リサイクル法の事務の委託金として、これは70件分になりますけれども、3万4,692円を交付されております。

決算書19ページ、決算実績報告書17ページ、資料の78ページになります。

これは、町民住宅の関連なのですけれども、14款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、2節 町民住宅貸付収入で、調定額113万2,000円に対して、収入済額113万2,000円、これは100%の収入になっております。

次が、決算書22ページ、決算実績報告書19ページ。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、3節 雑入になります。これのうち公営住宅の共用電気料、先ほど200何万の支出があったうち、受益者のほうからなのですけれども、負担金として112万9,959円をいただいております。以上です。

**平野委員長** 建築の関係について、歳出歳入の説明がおわりましたので質疑を求めます。

竹田委員。

**竹田委員** 公営住宅の未収金・滞納状況等についても大変立派な資料が付いているのに、資料の説明をしていただけなかったという部分です。それで、端的に言って75ページの資料を見ても、引き算をしないと滞繰の計が出てこないという。やはり、その辺がもう少し親切に表の枠外でもいいからやはり差し引いた。計算機で叩けばこの数字が出てくるし、80ページとは整合性がとれるわけなのですけれども、やはりパッと見た感じ調定と収納額、そして差し引きでいくらが滞繰になっているというのがわかるようなやはり括りにすべきだろうというふうに私は感じます。それで、79ページに滞繰一覧、大変親切に細かくいろんな備考欄には個人の状況等も書かれています。これは、公営住宅ばかりではなくて税もそうなのですけれども、やはり滞繰額を見れば公営住宅の滞繰額1,300万円。この財源があれば、まだまだ例えば公営住宅のいろんな部分にも使える財源だろうと。滞繰でこうして残っているということは、言い方を変えれば回収可能だというそうとも取れるのですよ。ですから、いつまでも台帳に載っている。やはりこれ何番目ですか、個々の79ページ・80ページの表を見ますと、やはり金額の大きいかたが100万円に近いかたがやはり3、4名いるのですよね。

たぶんこのかたは住宅料ばかりではなく、ほかの例えばあるかないか別ですけれども、水道があったり税でも滞納があったりして、合わせたら何百万という金額になるのかなという人もいるのではないのかなというふうに思っています。きょうは町長はいないけれども副町長がいますからあれですけれども、私は別に公営住宅の滞納がどうだこうだではなくて、町として横断的にその辺の部分を横睨みにしながら、本当に滞納をどうするかというやはり議論を真剣にしないとだめだろうと。そして、例えば80ページの退去者だけで580万円、そして備考欄にいろいろ書いていますよね。督促・催告しても納付がないとか応答がないとか、もう既に遠くに転出しているかたもいますし。36番、明け渡し訴訟により強制退去、知内に転出した。これは、強制退去をさせて知内に転出したというのはわかるのだけれども、これだけならだめなのですよね。このかたが支払い能力が、能力というか支払う意思があるのかどうなのか。今後、ここに滞繰の台帳に載せて大丈夫なのというところなのですよ。その辺をあれしないと、ただ知内に転出した。だけれども、何回行っても会えないとか払ってくれないとかそういう状況をやはりここに記述すべきではないのかなという気がします。まず、大きく分けて木古内町からいなくなったかたの対策を

580万円あるわけでありまして、これはいつからという年次がちょっとここではわからないのですけれども、その辺の年次もわかるようなものというのは特に原課では用意してありますか。あるのであればその資料をまずほしいのですよね。そして、公営住宅法の税の場合だったら何年経ったら不納欠損の対象になるというきちんと年数等謳われています。公営住宅では何年経過したら不納欠損処分できるという部分、まずこれについて教えてください。

**平野委員長** 小池主幹。

**小池主幹** 不納欠損については各年度でそれぞれやってきたのですけれども、いままでのを見ますと不納欠損した人が亡くなったとか、もうどこかに行ってしまうと連絡も付かなくなったとかの場合不納欠損。それと、いままで払っていたのだけれども事故とかに遭ってもう仕事ができなくなって請求をしてももう無駄でしょうというようなかたに対しては、不納欠損をやっていたような事例があります。今回、これに載せてありますかたについては、入居のかたは町内にいてまだ元気ですし、そのかたについて不納欠損をするのはちょっとどういうものなのかということこれから議論をしなければならないのだと思います。

それと、退去者についてですけれども、これについてはもう過去20年以上前からのそのままになっているものもあるので、このかたについても町内で元気に暮らしているかたもおりますし、連絡の付かなくなったかたについては過去に不納欠損をしたこともあるみたいなので、これについても内部と庁内全体として考えて行かなければならないのかなと思っております。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 公営住宅の不納欠損については、死亡あるいは事故だとか病気をして収入が絶たれた。また、連絡の付かない居所不明になったそういう場合に不納欠損をしますよ。それ以外はずっと残すという。私が言っているのは先ほど言った例えば退去者、町内から転出したかたこの部分については、どうするのという部分だってやはりあるわけです。だから公営住宅の使用料については、課長これ確認するけれども、不納欠損の定義がないという位置付けでいいのですよね、まず。ですから、ここに例えば言い方悪いけれども、元気であるかたについてはずっと滞繰の台帳に載ってくるという。例えば、1,300万円収納可能だということずっと載ってくるわけです。はたしてそれで良いのかなど。奨学資金みたく教育委員会では、奨学資金については不納欠損しないと。教育委員会の責任で回収しますと言うのだから、そういう部分についてはそれはそれとして。あと、法的に不納欠損のなぜしないという部分に触れないようにさえ時効の中断含めてやっていくということだからそれはそれでいいですし、公営住宅もそういう考えで。だとすればそれはそれで、原課とすればいいです。わかりました。わかったというのは、良いとか何とかではないわけです。やはり、これが最後町長が来れば町長にもちょっと確認をしなければならないというふうに思っているところですから、そういう部分含めた議論の場としてやはり残していただきたいと。

**平野委員長** 質問と言いますか、竹田委員個人の見解という部分もございます。ルールはきちんとそれぞれの課によってあり、不納欠損においても当然一個人ずつのその人によりけりの状況のわけですから、そこを担当のかたが当然その人の推移を見ながら不納欠損にしていると流れだと当然思います。その中で、竹田委員のように「ではいつまで不納欠損

をしているのだ」という意見もありますけれども、逆に町民からしてみると、公平感を持つためには当然いつまでも生きている以上は、いつまでも追いかけて取らなければ不公平だろうという意見があるのも現実です。それが当たり前の筋、それを取れないでいつまでも残っているので、「ではその対策をどうするのですか」と。「ただ頑張っています」ではなくて、「こうこうこういう取り組みを去年はやっていなかったけれども、ことはこれをやります」という意見がほしいということなのですよね。

竹田委員。

**竹田委員** 私は、決して不納欠損を推進というかすべきだというふうにも言っているわけでもないのです、決して。適正な扱いというかいまの原課の考えからすれば、「亡くなったりあるいは連絡が付かない。怪我だとか事故に遭った時にそういうかたに対しては不納欠損しますよ」と、それ以外はしないということだから。それはそれで別にだめだと言っているわけではない。ただ、トータル的に考えた場合にそれでいいのという言い方になってしまうのです。

**平野委員長** であれば、やはり何を求めるのか総体的にわかるのですけれども気持ちは。気持ちはわかるのですけれども、では具体的にこれをということがなければやはりいまのような答弁になると思うのです。

吉田委員。

**吉田委員** それで、木古内でもこれで訴訟を起こしたことがありますよね。2件ばかり。なぜこの部分でその訴訟に持って行けないのか。その議論というのはしているのかしていないか。だから、もしそれが持って行けないでこうやって出てくると、竹田委員の言ったようなことがいつまでも出てくるのですよ。だから、これがどの部分で訴訟に持っていけるのかいけないのかはっきりしないことにはいつまでも繰り返してしまうのですよ、委員長。その辺きちんと原課の中でも対応しているのか、行政全体の中でその話をしているのか。訴訟になぜ持っていけない部分もある、持っていかないのか、持っていけないのか。そこら辺の議論というのはしているのかどうなのかちょっとお聞きします。

**平野委員長** 小池主幹。

**小池主幹** ちょっと前なのですけれども、8月の中頃でしたか。町の顧問弁護士さんのほうにこの件について相談に行きました。それで、弁護士さんほかのアドバイスとしては、「これだけの滞納があって払えないでしょう」と。「だから、法的な手段としては裁判にかけてももう取るのは難しいのではないかと」と、「だけれども、このままにしておくこともまた滞納が増えていくだけだ」と。それで、アドバイスとしては何回というか「文書で払いなさい」と言って、それでも払わなかったら最終的には弁護士さんのほうから出てもらって、訴訟。訴訟と言っても入っている人は「出てください」という訴訟は起こすのは案外簡単なのですけれども、「払え」と言う訴訟になってそれが不調になった時のことを考えると、それだけのお金をかけるのもどうかなというようなアドバイスなのです、弁護士さんのほうから。だから、うちのほうとしても「払え、払え」と滞納者には何回でも行くことは可能なのですけれども実際、どうやって払ってもらえるかというのが一番難しいというか考えているところです。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。



**休憩 午後 1時37分**

**再開 午後 1時39分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中にも様々な滞納者についての議論がございましたが、小池主幹のほうから見解をいただきます。

小池主幹。

**小池主幹** 住宅料等の滞納者については今後、厳しく徴収するよう頑張ります。以上です。

**平野委員長** 再三再四各担当課毎に滞納未済額について、町としてはどのように考えているかという意見も出された中で、各担当課がそれぞれルールの中でこういうふうに行っているのだという意見はもらいましたけれども、やはりこれは町の財政のことを考えると非常に重要な問題ですので、町側のトップの考えが何かあれば思いとしていただきたいと思えますけれども。

竹田委員。

**竹田委員** 町長がお見えですので。町長、例えば税含めて料いろいろ未収ありますよね、各資料に付いているように。町長の頭の中で全体的な未収はどのくらいあるというふうに捉えていますか。記憶の中で結構です。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 1時45分**

**再開 午後 1時52分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどの竹田委員の質問はちょっと削除しまして、総体的な不納欠損あるいは滞納についての町長の見解を伺いたいと思います。補足があれば副町長にもお願いしたいと思えます。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 1時52分**

**再開 午後 1時56分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

町長。

**大森町長** 休憩していただけますでしょうか。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 1時56分**

**再開 午後 1時57分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど、大森町長並びに副町長に発言を求めた部分について再度繰り返します。様々な担当課の滞納繰越金等について、町のトップである大森町長の見解・考えがあれば伺います。また、補足があれば大野副町長より伺います。

町長。

**大森町長** 滞納されるかた、いわゆる未納者の取り扱いでございますが現在、厳正に対応するという事で担当には指示をしております。これは、町場に行きますと不公平感が極めて大きな話題になっております。支払えない人が支払わないというのは、ある程度住民サイドでも理解はしていただいているようですが、支払えるにもかかわらず支払わないという、いわゆる悪質な未納者。これなどにつきましては、積極的な対応でいま取り組んでいるところでございます。

また、不納欠損ということの議論も出ておりましたが、これは法律に基づいて粛々と行わなければならないわけですが、不納欠損になる前の対応が極めて大事でございますので、こちらも合わせて指示をしているところでございます。

その他につきまして、副町長のほうから補足の発言をいたします。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 資料を用意させてもらっているのですが、資料のほうは皆さんのほうに届いているでしょうか。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 1時59分

**再開** 午後 1時59分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

**大野副町長** それでは、資料のほうの説明含めて、取り組み状況を含めて、報告をしてまいりたいというふうに思います。

8日の委員会が始まってから、それぞれの課においての未納等についての取り扱いについて総体的にお話を伺いたいということでしたので、一覧表という形で用意をさせていただきました。

この一覧表につきましては、演習問題の回答ということになっています。昨年11月に職員の研修ということで取り組んだ資料でございます。北海道の町村会のホーム担当の専門家から講義を受けた内容です。テーマとしましては、自治体における債権管理のあり方について、職員でしっかり把握をしておこうという元を実施をしております。町としては全職員参加という方向では進めたのですが、やはり業務の都合もありまして2日間の中で、33名ほどの職員が出席をしております。いま検討となっております債権の扱いなのですが、ここに書いてありますように、公法上の債権か私法上の債権か。そして、その債権の法律上の考え方、消滅時効の期間、根拠法等について一覧表にしたものです。国民健康保険税は5年の消滅時効、下水道の使用料は5年、受益者負担は5年、水道料金は2年、家賃については5年。そして次のページにいきまして、保育料は5年、介護保険料は2年、学校給食は2年、病院の医療費関係については3年、奨学金は10年ということで、皆さんもこれを承知を

しておいていただければということで用意した資料です。ただし、この消滅時効は何もしなければ5年・3年・2年・10年で消滅をする時効の援用を受けられると。請求ができなくなります。そこで、町のほうでは督促状を出して時効の中断をします。また、督促を出したあとに収納に行って一部納付があればそれは承認をしたということになりますから、その時点でリセットになります。そこからまた5年・2年という判断になります。納付誓約書、誓約書を書くとそこでもリセットになります。誓約書を書いてもらっても5年間何も収入がなければ動かなければ、これは時効が消滅時効が完成します。そうならないように、職員は納付がなくても誓約書は書いてもらおうと。こういうような折衝をいままでできております。これが、結局滞納額を増やすという原因になってしまいます。

ただ、先ほども町長が言いましたように、90%以上のかたは納付をしていただいています。それを考えますとやはり、納付の公平ということで町民のかたにはしっかり納付をしてもらうのだという意識を持ってもらうために、そういった承認誓約の行為を行っているわけです。

また、住宅料ここで言えば5年ということになりますが、住み続けているかたに対して「納付がなかったから5年で不納欠損します」というのは、これはやはり難しい判断です。先ほど言っていた隣の町に退去をした等があれば、あるいは死亡があれば、不納欠損という手続きになるのですが、住み続けているかたをなかなかそれで落としてしまうというのは困難な状況です。そこで、町が取り組むのは裁判ということで退去をしてもらう。これは、そのかただけではなくて、やはり町がしっかりと滞納者に対して裁判を起こしてでも住宅から出ていってもらう。これはアナウンス効果を生みますので、そのことによってほかの住宅のかたに滞納しているかたに支払いをお願いできるというこういう手続きを取っているわけです。

病院のほうも同じなのですけれども、なかなかやはり22年前ということで過去に納付があったかた、そして支払いがされていないかた。これについては、なかなか訪問しても収納できないという状況がありますので、ここは法律どおりの手続きも必要かというふうに思います。竹田委員が「決して不納欠損を奨励するわけではないよ」というふうにも言っています。しかしながら、法定事項とすれば本来はやらなければならない不納欠損です。しかしやはり、ここは難しいところなのですが、住民の皆さんに負担の公平ということをお願いしていく以上、なかなか不納欠損に持ち込めていないというのも実態です。

ただ、介護保険料は新しい制度としてはじまりましたから、2年での全然動きがなければ肅々と不納欠損させていただいているというのが現在です。

また、滞納整理機構。滞納整理機構は、法に基づく処分ですから地方税について5年以上経っていて納付誓約・一部納付がないものについては引き受けをしません。これは、法律どおりやっています。そこからすると、町もやはり5年でしっかりと処分しなければなりません。その際には、やはり納税誓約が重要になってくるとは思います。

庁舎内の対策委員会ですけれども、その中ではやはり全体のものとして町全体として取り組んでいるという姿勢が必要だというふうに思っていますので、これは電話特励でも私は良いと思っていますので、管理職を含めて委員会のメンバーが収納に動くというのは大切なことだというふうに思っています。

一方で、税については徴税吏員証というのを持っていないければ、税についての請求をす

ることはできません。これは、全職員に徴税吏員証を出せばいいのかもしれませんが、いま説明しましたような法律で随分内容が違っているものですから、そのところのしっかりとした根拠を押さえていないと納税者、あるいは滞納しているかたに逆にやり込められるという状況がありますので、そうならないようにこういった職員研修に取り組んでいるということをご理解をいただければというふうに思います。以上です。

**平野委員長** 滞納繰越金についての町長の見解と、副町長の資料を含めた補足説明と現状の取り組み、今後の見解についての説明がございました。

引き続き、建築についての質問等を委員の質疑を受け付けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** では、建設水道課の建築の部分についての質疑を終了いたします。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 2時 8分**

**再開 午後 2時17分**

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

建設水道課は引き続きまして、上下水道の関係に入りたいと思います。

若山課長。

**若山建設水道課長** 水道事業会計の決算説明に先立ちまして、私のほうから若干説明いたします。

収益的収支、資本的収支等の具体的な数字につきましては、このあと主査より説明いたしますが、給水収益等について若干説明いたします。

決算書の7ページに概況を記載しております。平成25年度は、北海道新幹線建設に伴う事業所や工事の減少により、前年度と比べ821万5,000円の減となっております。これから新しい新幹線駅舎や観光交流センター、あるいは道営住宅の建設による使用料の増や、観光客増加による使用料の増も見込まれておりますけれども、給水人口による使用料の減との相殺により減少額は鈍化していただければいいのですけれども、使用料の減少傾向はやや続くのかなというような判断もしております。また、今後の費用を抑える検討事項につきましては、今年度業務委託しております水道事業全体評価を踏まえ、水道事業中長期計画策定業務の中で、収支改善計画も含め検討していく予定としております。

給水人口の減による減少傾向は予想されるものの、先ほど申したとおり、新しい新幹線駅や観光交流センター、あるいは今議会で補正させていただいた堀地区の施設統合工事による使用料の増加も若干期待しているところでもあり、また今後予想されております北電の旧中学校を利用した北電の工事の関係宿舍上にも期待しているところです。

では、担当より説明させます。よろしく申し上げます。

**平野委員長** 小田島主査。

**小田島主査** それでは、平成25年度水道事業会計決算を実績報告書により説明します。

実績報告書の1ページをお開きください。はじめに、費用からの説明をいたします。

1款 水道事業費用、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費ですが、予算額1,556万6,000円、決算額1,449万4,855円で、執行率は93.1%となりました。項目・決算額とも昨年度と

同様の支出となりましたが、前年度と大きく違うものとして、修繕費が88万7,000円の増となりました。これは、導水管・送水管の修繕は少なかったものの、電気計装設備の修繕があったためです。全体で昨年度決算額と比較すると、107万1,000円の増となりました。

続いて、2ページをお開きください。

2目 配水及び給水費は、予算額2,059万6,000円、決算額1,946万7,987円で、執行率94.5%となりました。前年度と大きく違うところは委託料で、169万円減額しております。これは、前年度に行った水道管網システム修正業務分が主な内容です。また、修繕費で46万円減、及び材料費で40万2,000円の減となっております。全体で前年度決算額と比較すると、248万1,000円の減となりました。3目 受託工事費、予算額7万4,000円、決算額7万3,500円、執行率99.3%となりました。これは、消火栓修繕工事1箇所です。

次に、2ページから3ページにかけてになります。4目 総係費は、予算額3,557万8,000円、決算額3,464万4,885円で、執行率97.4%です。委託料で、新会計制度対応財務会計システム改修委託料の141万7,000円分が主な増額です。ほかは前年度と大きく違いはありません。次に、4目 減価償却費、決算額4,962万6,975円、5目 資産減耗費2,033万1,349円となりました。減価償却費と資産減耗費については、現金支出を伴わない費用となっております。この内容については、決算書15ページに固定資産明細書に詳細が載っております。次に、2項 営業外費用、1目 支払利息、決算額1,528万5,918円であり、決算書16ページに企業債明細書に詳細が載っております。2目 繰延勘定償却は、控除対象外消費税償却として、決算額45万9,989円です。次に、4目 消費税 394万5,231円です。内容については、決算書7ページ①総括事項のエ、消費税及び地方消費税の項目で説明しております。平成25年度については、会計上の仮受消費税から仮払消費税を差し引き、残った金額より確定申告に伴う納付額が3,469円多くなりましたので、3,469円を雑支出より支出しています。

以上、水道事業費用の予算額1億6,362万円に対しまして、決算額1億5,837万981円、執行率96.8%となりました。

引き続き、水道事業収益について説明します。実績報告書1ページをお開きください。

1款 水道事業収益、1項 営業収益、1目 給水収益で、予算額1億3,062万3,000円、決算額1億2,504万8,962円、執行率95.7%。2目 受託工事収益、予算額7万4,000円、決算額7万3,500円、執行率99.3%、消火栓修繕工事1箇所分です。3目 その他営業収益、予算額60万9,000円、決算額72万479円、執行率118.3%となりました。次に、2項 営業外収益、1目 受取利息及び配当金、予算額1万円、決算額1万7,167円。2目 他会計負担金、予算額954万6,000円、決算額954万6,000円、3目 雑収益、予算額4,000円、決算額はありませんでした。水道事業収益全体の予算額1億4,086万6,000円に対し、決算額1億3,540万6,108円、執行率96.1%となっております。

次に、資本的支出について説明します。4ページをお開きください。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 営業設備費で、予算額925万1,000円、決算額873万7,050円、執行率94.4%。内訳につきましては、遠隔メーター購入費と同じく取替工事です。遠隔メーター購入個数は378個であり、取替工事地区は主に本町地区です。3目 配水管移設費は、予算額1,524万6,000円、決算額1,394万4,000円、執行率91.5%でした。駅前通改良に伴う水道管移設工事設計業務委託と、中央通改良に伴う水道管移設工事です。4目 電気計装設備費は、予算額971万3,000円、決算額970万2,000円、執行率99.9%です。

これは、浄水場計装設備更新工事です。次に、2項 企業債償還金、1目 企業債償還金ですが、予算額3,816万1,000円、決算額3,816万638円、執行率100.0%です。内訳は、財政融資資金及び地方公共団体金融機構への元金償還金です。3項、1目 予備費の支出はありませんでした。資本的支出の合計は、予算額7,242万1,000円、決算額7,054万3,688円、執行率97.4%となりました。

続いて、資本的収入について説明します。

1款 資本的収入、1項 企業債、1目 企業債、予算額450万円、決算額590万円、執行率78.7%です。中央通改良に伴う水道管移設事業と、駅前通改良に伴う水道管移設工事設計業務委託事業の企業債です。次に、2項 工事負担金、1目 工事負担金、予算額760万円、決算額798万6,300円、執行率105.1%です。中央通改良に伴う水道管移設工事負担金として、北海道から収入しております。資本的収入の合計が予算額1,510万円、決算額1,388万6,300円、執行率92.0%となっています。収支不足額5,665万7,388円は、内部留保資金で補填しました。

続きまして、資料の詳細について説明いたします。資料の81ページページです。

有収率の推移について。年々配水量、有収水量とも減少していますが、有収率が平成25年度は75.30と上がっております。有収率が上がるということは、漏水量が減っているということです。毎年行っている漏水調査による漏水箇所の修繕が功を奏していると思われま。2. 施設の概況について。依然として給水人口は、毎年減り続けています。供給単価、給水単価、資本費とも5,000人未満全道平均より高くなっています。これは、木古内町では1立方メートルの水を供給・給水するのにお金がかかっているということです。

82ページ、3. 損益計算書について。平成25年度については、当年度純損失が2,384万6,000円となったことにより、昨年度末までの累積欠損金1,609万9,000円が、3,994万5,000円に増額しました。これは、資産減耗費の増加で決算額が2,033万1,349円、前年度比1,907万9,353円によるものですが、現金支出が伴わないため資金不足とはなっておりません。

次は83ページ、資本的収支に関する調べについてです。平成25年度の資本的収支の差引不足額は、5,665万8,000円となり、過年度分損益勘定留保資金で補填しています。留保資金の内訳については、資料88ページに記載しております。

84ページ、5. 未収金について。未収金については、現年度分収納率は約98%、過年度分収納率は約43%、平成26年3月末現在の未収金残高については、約605万7,000円となっております。水道事業会計は、一般会計のような出納閉鎖期間がなく、3月末で会計年度が終了するためこのような数字となっております。未収金の詳細は、85ページから87ページに記載しております。

この表は、平成24年度までの過年度分と平成25年度の現年度分の水道料金の未納状況を記載しております。87ページの合計の欄で説明いたします。平成26年3月31日現在で①の過年度未納額が、605万7,162円。この内訳としましては、平成24年度以前未納額が355万384円、平成25年度分の未納額が250万6,778円となりました。②については、過年度と平成26年度現年分への4月から8月14日までの入金額を記載しており、金額は4,275万1,447円です。内訳については、イ、ロ、ハのとおりです。③については、8月14日現在の過年度未納額を記載しています。また、④については平成26年度現年分の8月14日現在未納額を参考までに記載しております。

86ページに戻りまして、6の不納欠損についてです。不納欠損については、3件で3万6,823円。内訳については、1が平成20年5月分の1か月分で2,226円、2は平成22年12月から平成23年2月分と、平成23年4月から8月分の8か月分で1万7,808円、3は平成19年11月から平成20年5月分までの7か月分で1万6,789円となっております。

88ページは、内部留保資金の明細です。

89ページは、主要な施策事業等の説明資料となっております。

以上で、水道事業会計決算実績の説明を終わります。

**平野委員長** 水道事業会計について、費用・収益並びに資本的収入・支出、説明資料まで全てにおいて詳しい説明をしていただきました。各委員より質疑を受けます。

東出委員。

**東出委員** 実績報告書の3ページの委託料でちょっとお聞きしたいのですけれども、メーターの検針員。これは何人で回っているのだろうかということです。

それから、徴収委託料を含めて200何十万。徴収委託は、おそらく個別に集金に歩いているのかなと思うのですけれども、この辺何人くらいの人でこういう対応をしているのかなと。そして、徴収委託よりはあなた達のほうの努力の仕方だと思うのだけれども、極力口座振替にしてもらったほうがこういう経費がかからないと思うのだけれども、その辺どのような対応をされてきたのかちょっとお伺いいたします。

**平野委員長** 小田島主査。

**小田島主査** メーターの検針のほうの委託は、5人でやっています。本町地区が3人で、あと札苅が1人、泉沢・釜谷が1人という形を取っています。

徴収のほうですが、徴収のほうは本町地区で3人でやっております。

納付の方法ですけれども、新しく来たかたにはこういうやり方がありますということで、「口座があります。集金もあります。また、窓口で支払うこともできます。」と説明しまして、その中で選んでいただく形を取るのです。いまの人はだいたい口座が主になっていきますので、昔からの人達が徴収をまだ集金しているという状態が現状です。以上です。

**平野委員長** 東出委員。

**東出委員** これはこれからの話なのだけれども、検針員も5名で回っていると。今度これから大川・瓜谷地区と検針の作業も範囲が広がるのだけれども、こう見ているとみんな個人の車で走っていますよね。その辺については、どういう対応をされているのか。例えば燃料代だとか、それから万一交通事故を起こしたとかということがありますよね。そういう時は全て本人持ちなのだろうか。その辺の取り決めは人の車を借りてやっていますよね。だからその辺はどういう扱いをしているのか、この機会に。いままで聞いたことがないので、大変申し訳ないのですけれども。

**平野委員長** 小田島主査。

**小田島主査** いま検針とか徴収とかでも個人の人が歩いていまして、車に対するガソリン代とかそういうのは全て個人の負担となっております。

**平野委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** いまうちでやっていたいメーターの検針につきましては、賃金という形ではなくて、個人のかたとの委託契約を結んでおります。その委託契約の中で徴収業務の単価がありまして、それに基づいて金額を決めておりまして、その中で委託業

務の中で相手方に行っていた中で、いまご心配の事故ですとかそういったものはガソリン代等も含めて、相手方の業務の中で行っているという状況です。

**平野委員長** そのほか質疑ございますか。

竹田委員。

**竹田委員** 監査委員の所見をたぶん見たと思いますけれども、この中で「人口減等による事業収益を考慮した中で、水道料金のあり方について検討課題と思われる」と。そして、次のページの中で新幹線だとか大きな工事等も終わって、そしてそれに給水人口が減少していること等も含めて、将来にこの水道事業の不安を残すものがあるという一つの監査委員の所見を出しています。そして、決算書の資料の中でも確かに給水人口150名、前年比の中で減になっている。そして、給水収益は金額にして820万円減額。割返せば1人5万くらいになるのだけれども、これはいろんなケースがあるから必ずしも減少の人口と、給水収益の金額で割り返して数字が適切かどうかというのは別にして、これはやはり課長。1人あたり例えばアバウトに減少すれば、どのくらいという例えば推計見込みを原課とすればはじいているのか。1人例えば減ることによって、給水収益がいくらかのカウントで将来推計含めて見込んでいるのか。それとも、過去何か年かの平均で例えば1人あたりどのくらいの給水収益が減少になっているということなのか。やはりこの監査委員の所見が出しているということは、たぶんそういう部分も示唆しているのかなというふうに思うものですから、原課とすればどのような取り組みというか推計をしているのかどうなのか。もししていないのであればしてなくて結構ですけれども。

**平野委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** 1人あたりというのは、我々職員1人あたりという意味でよろしかったでしょうか。人口1人あたりという意味ですね。給水人口は確かに年々減っております。それと、近頃の住宅、新幹線あるいは高規格道路等で移転されているかたもいらっちゃって、新築されている住宅、あるいは新しい事業所、病院何かはそうなのですけれども、かなり機械の性能が上がって節水型の機械がかなりいま普及しています。それで、下水道をつないでいただいているかたについては、多少の増収とかを見込んでいた部分もあったのですが、そういう節水型に取り替えられることによって、思ったほど水道料金の1人あたりの使用料が実際のところ減ってきています。ですから、給水人口も減っているプラス1人あたりの使用料、これが減少しているのも実は側面的にはちょっと会計的にはちょっと痛いというところは感じています。いま委員おっしゃっているとおり、今後の心配をいただいているわけですが、冒頭に申したとおり今年度の業務委託している水道事業の全体評価、あるいは中長期ビジョン等で今後の収支計画含めて検討して行きたいというふうに思っております。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** なぜ聞いたかとすれば、毎年例えば1年間に木古内町の人口減の推計からすれば、150名くらいの多少その年によってでこぼこはありますけれども、その数字が給水収益の820万円という捉え方をしているのかどうなのかという部分。25年度は、特別これこれこうだという要因があるのかどうなのかという部分も。

**平野委員長** 若山課長。



**若山建設水道課長** ちょつと的確な答弁ではなくて申し訳ございません。25年度の先ほど申した821万5,000円の減収の要因ですけれども、人口減による家庭用使用料の原因として約225万円、新幹線工事関連の事業所の減による団体使用料の減が145万円、それから工事関連の方達の臨時の使用料です。この減少が450万円ほどありまして、そのトータルが821万5,000円となっております。先ほど申したとおり今後、北電さんの工事ですとかこういう臨時にもまた期待しているところではあります。

**平野委員長** そのほか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 若山課長。

**若山建設水道課長** 先ほど私個人委託の中で、ちょっと間違った発言をしてしまいましたので、個人のかたの事故等の保険については、その分については私どものほうで保険をかけております。そこだけ訂正させていただきたいと思えます。

**平野委員長** その他質疑がないようですので、水道事業会計についての審査を終了いたしまして、引き続き下水道事業特別会計に移りたいと思えます。

説明を求めます。

若山課長。

**若山建設水道課長** 下水道事業の概況を説明させていただきます。

平成25年度末、下水道事業特別会計の業務状況につきましては、行政区域内人口は4,743人、下水道普及人口は2,109人、下水道普及率44.5%、前年度末は41.0%でしたけれども、44.5%となっております。

整備面積は83.4ha、管渠整備延長14.8km、水洗接続戸数530戸、接続率は61.9%、前年度末は56.3%です。

以下、担当より説明させます。よろしくお願ひいたします。

**平野委員長** 小田島主査。

**小田島主査** それでは、平成25年度下水道事業特別会計決算の報告をいたします。

はじめに、歳出の説明をいたします。実績報告書3ページをお開き願ひます。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、予算額1,153万7,000円に対し、決算額1,136万8,189円、執行率98.5%でした。主なものとしては、職員2名、うち1名は嘱託員の人件費です。19節の負担金補助及び交付金の決算額は、16万7,674円ですが、その中で水洗化助成金として6件、9万円、利子補給金として1件、4,614円となっています。次に、2目クリーンセンター費は、予算額2,910万2,000円、決算額2,876万1,336円、執行率98.8%となりました。需用費については、昨年度実績より189万6,000円の増となりました。主なものとしては、薬品費と整備費です。12節 役務費から14節 使用料及び賃借料については、前年度と大きな差異はありません。

次に、実績報告書4ページです。

2款 施設費、1項 施設整備費、1目 施設整備費、予算額5,413万4,000円、決算額5,384万3,953円で、執行率99.5%となり、前年度と比較し240万1,000円の増となりました。主なものとして、中央通公共汚水柵移設工事によるものです。次に、3款 公債費については、企業債償還元金として8,895万8,627円、償還利子として2,114万8,121円となっています。

4款 諸支出金の支出はありませんでした。

次に、5ページをお開きください。

重要契約及び協定の要旨ですが、新設工事分として3件、補償工事分として1件となっております。また、下段の起債の概要については、起債の償還額及び借入額の状況について記載しております。

次に、歳入の説明をさせていただきます。実績報告書1ページをお開きください。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 受益者負担金、予算額1,087万9,000円、決算額1,111万6,855円、調定額1,323万2,322円、執行率102.2%、収入率84.0%となりました。現年度分の収入率は96.9%、滞納繰越分については16.3%でした。受益者負担金の内容、未納額一覧については、別紙決算資料90ページから94ページまでに記載しており、後ほど説明します。次に、2款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 下水道使用料、予算額2,104万6,000円、決算額2,184万1,847円、調定額2,191万8,540円、収入率99.7%となりました。現年度分の収入率は99.7%、未納件数6件、未納額6万270円です。滞納繰越分については、未納件数2件、未納額1万6,423円となりました。下水道使用料の未納状況については、別紙決算資料95ページにも記載しており、これについても後ほど説明します。次に、2項 手数料、1目 排水設備工事業者登録手数料は更新分で5件、5万円です。2目 督促手数料として7,000円、3目 排水設備工事手数料として、12万4,800円となっています。次に、3款 国庫支出金は、社会資本整備総合交付金として2,500万円、4款 繰入金は、一般会計繰入金で7,054万1,000円。

2ページに移り、5款 繰越金は、平成24年度繰越金として170万2,312円。6款 諸収入、2項 受託事業収入では、中央通公共汚水柵移設に伴う補償分として188万1,600円、3項 雑入では、雇用保険繰替金 1万4,748円。7款 町債は、公共下水道事業債ほか合計で、7,400万円の決算額となっています。歳入合計2億628万162円から、歳出合計2億408万226円を差し引き、219万9,936円が翌年度繰越となりました。

決算資料について、若干の説明をいたします。

90ページです。平成25年度の新たに受益者負担金が賦課された部分について、土地及び賦課状況、平成17年度からの継続賦課分を含めた平成25年度当初から最終までの調定額の状況について記載しております。平成25年度現年賦課の最終調定額は、1,111万4,955円となりました。

91ページ、受益者負担金及び下水道使用料の調定額、収納額、収納率について記載しております。また、各種手数料や下水道接続件数について記載しております。接続件数については、25年3月末で445件であり、26年3月末で530件となっております。

92ページから94ページまで、受益者負担金の未納一覧です。

平成24年度までの滞納繰越分、調定額211万7,367円。表で言うと①過年度計の合計額から滞納繰越分納付額34万4,417円では、④の平成24年度中過年度滞納繰越分納入額の計一不納欠損額7万7,351円は、これは⑤になっています。そうすると、169万5,599円が過年度未納額の計となっています。平成25年度現年未納分は、34万2,517円となりました。この二つを足したものが203万8,116円、平成26年度への滞納繰越分となります。また、平成25年度内の滞納繰越分完納件数は、7件となっております。

94ページの下段は、受益者負担金不納欠損の一覧になっています。3件で、7万7,351円、死亡または居所不明により不納欠損しております。

95ページ、下水道使用料の未納状況です。

過年度分滞納額は、2件で1万6,423円です。また、現年分滞納額は5月31日現在で、6件、6万270円で、合わせて7万6,693円となっています。その後、過年度分へ9,073円、現年分に2万6,040円、合計で3万5,113円の納付があり、7月31日現在では4万1,580円の未納額となっています。

96ページは、主要な施策事業等の説明資料です。

97ページが、平成25年度の下水道事業整備箇所図です。

以上、下水道事業特別会計決算の説明を終わります。

**平野委員長** 下水道事業の関係の説明が終わりましたので、各委員さんには質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** ないようですので、下水道事業特別会計の審査については終了いたしたいと思えます。

以上をもちまして、建設水道課の全日程についての決算審査を終了いたしました。

建設水道課の皆さん、長時間にわたり大変お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 3時 2分**

**再開 午後 3時 6分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

一昨日、おとつ9月8日の給食センターの関係について、資料の提出が出されましたので、資料の説明後質疑を受け付けたいと思えます。

給食センター担当主査、西嶋主査。

**西嶋主査** 貴重なお時間、大変申し訳ございません。資料が整いましたので、内容について簡単に説明させていただきます。

お配りしている2ページものの資料となっております。平成25年度米飯の価格表です。表の見方ですが、上の四角ですが、左側に米代、供給経費等、輸送費、加工費で1食あたりの単価となっております。小学校、中学校、それぞれ日によって献立によってグラム数は違います。小学校につきましては65g、多い日では70g出しております。中学校については90g、100gとなっております。小学校の65gにつきましては、下段の1食あたりの価格で言いますと、53.26円となります。下段の下の囲みですが、4月から3月までの食数の合計が載せてございます。一番下になりますが、支出の合計となっております。以下、70g、90g、100g同様な記載となっております。右側の四角の囲みですが、右下です。品代合計で180万4,549円、消費税、月毎の消費税合計をいたしまして、9万221円、支出合計が189万4,770円となっております。

次のページをお願いいたします。ここで言います、主食等の食材の発注についての流れについて、簡単に説明させていただきます。主食の購入につきましては、米飯・パンですが以下の点により、全道的な学校につきましては学校給食会へ発注している状況にございます。まず一つ目の理由といたしましては、安定的な購入が確保できるということです。

また、地域間の格差・価格の差があまり生じないということで、学校給食会をとおして発注を行ってございます。(1)といたしまして、図でフロー図を作ってございます。学校給食センターより北海道の給食会へ発注を行いまして、給食会よりホクレンさんにその旨の数量を買い付けを行うという流れです。そのあと、給食会から木古内で言いますと炊飯工場、北島さんになりますが、給食会と委託を行いまして納品については、学校給食センターのほうにご飯として納品されるという流れとなっております。

次に最後ですが、原材料の分類の仕方についてです。給食の原材料の基本的な考え方については、以下の点により分類を行ってきてございます。加工品と全ての商品につきましては、できあいの物成果品についても、全て原材料費として支出をしてございます。例で言いますと、例えばできあいのハンバーグを購入した場合でも、原料であります挽肉だけではなくハンバーグとして原材料として支出してございます。主食ですが、同じ考えで米飯・パンにつきましても同様で、成果品を原材料として分類してございます。例といたしましては、ご飯については米だけ原材料ではなく、ご飯として原材料として支出を行っている状況にございます。パンについても同様です。説明は以上です。

**平野委員長** ただいま資料の配付についての説明が終わりました。給食センターの関連についてはこれ以外の審査については終わっておりますので、この資料についてのみの質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** ないようですので、以上をもちまして、生涯学習課・給食センターの関連についての審査を終了いたします。冒頭に申し添え忘れましたが、生涯学習課の皆様につきましては、二日間にわたり審査大変ご苦労様です。今後、このような資料というのは指摘された際に早急に出せるようなやはり職務体制をとっていただきたいなということを申し添えておきます。以上で終了いたします。お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 3時12分**

**再開 午後 3時12分**

### 3.総括質疑事項のまとめ

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

全ての課においての決算審査を終了いたしました。皆さん、各委員におかれましては、大変お疲れ様です。

それでは、総括質疑について、皆様方から委員の皆様方から意見をいただきたいと思っております。どなたか意見ございますでしょうか。

東出委員。

**東出委員** 各課一通り慎重に審議してきたと私自身は思っております。がしかし、総括になるであろうという議論はなかったのかなというふうに私自身はそういう判断をしております。そんなことで私はないと判断いたしました。

**平野委員長** そのほかの委員からは何かございますか。

佐藤副委員長のほうから何か見解ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 私自身も東出委員の意見と同様で、全て順調に進んで総括についてはないのではないのかなと感じておりますので、総括質疑についてはなしということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 3時14分**

**再開 午後 3時17分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

平成25年度決算審査特別委員会の第4回の会議を以上をもちまして終了いたします。  
委員の皆様お疲れ様でした。

説明員 大森町長、大野副町長、新井田総務課長

森井代表監査委員

名須賀保健福祉課長、尾坂主幹、加藤保健師、手塚保健師、中村主任

阿部主査、高村主査、若山建設水道課長、小池主幹、村上主査、構口主査

小西主任、小田島主査、敦澤主事、岩本主査、木本主査、野村教育長

佐藤生涯学習課長、渋谷主幹、西嶋主査

傍聴人 なし

平成25年度決算審査特別委員会

委員長 平野 武志